

## 第2編

# 税務行政の変遷

# 第1章 各税事務の状況

## 第1節 各税共通

### 1 資料情報事務

#### (1) 概要

内国税の賦課に関する資料情報(以下この章において「資料情報」という。)の収集を充実させることは、申告額の適否の検討、無申告者の把握及び税務調査と税務指導の展開に役立つほか、納税者に適正な申告を促すことにもつながり、税務の運営にとって必要不可欠であり、ひいては申告納税制度の推進に重要な役割を果たしている。

特に、最近における税務を取り巻く諸情勢は、社会経済の変化などによって、納税者数の著しい増加及び経済社会の広域化、国際化、高度情報化へと変化しており、これに伴い不正取引、不正経理等不正の手口が巧妙化してきている。このような現状に対処するためには、質の高い資料情報を豊富に収集し、それを調査対象の選定や調査ポイントの抽出などに十分活用することが不可欠なものとなっている。

また、新しい取引形態に関する資料情報を積極的に収集しており、海外の企業との取引、海外投資に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に重点を置いて取り組んでいる。

なお、国税庁で収集している資料情報は、現在、年間3億枚に到達しており、これらの情報と申告に関するデータを一元的にKSKシステムで管理し、的確な指導や税務調査に活用している。

#### (2) 法定資料の収集

##### イ 法定資料の種類

法定資料とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下、「国外送金等調書提出法」という。)の規定によりその提出を義務付けられている資料をいい、その種類は、平成11年度においては、46種類であったが、平成21年度現在では53種類に及んでいる。

平成13年度以降に新設された調書は、次のとおりである。

(特に表示したもの以外は、すべて所得税法で定められているものである。)

平成13年……①交付金銭等の支払調書、

②先物取引に関する調書(租税特別措置法)

平成14年……①新株予約権の行使に関する調書、

②特定口座年間取引報告書(租税特別措置法)

平成16年……信託受益権の譲渡の対価の支払調書

平成17年……①非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書、

②有限責任事業組合契約に係る組合員所得に関する計算書

平成18年……株式無償割当てに関する調書

平成19年……名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

平成21年……上場証券投資信託の償還金等の支払調書

ロ 法定資料の収集状況

法定資料の収集状況をみると、最近の10年間では、社会経済の変化に伴い投資所得の増加、法定資料の種類増加などを反映して年々著しく増加しており、平成20事務年度（平成20年7月1日～平成21年6月30日）では1億9,439万枚となっている。

ハ 法定資料の提出状況の監査等

法定資料は、法令の規定により提出を義務付けているものであるから、本来ならば提出義務者の自主的な提出を待つことによりその目的を達成するのであるが、各税務署においては、まず提出義務者を的確に把握し、これらの提出義務者に対して法定資料の提出についての理解と協力を求め、適正な法定資料が期限内に提出されるよう説明会を開催するなどして指導を行っている。

また、法律ではその提出を担保する手段として税務職員に提出義務者に対する監査の権限を付与するとともに、資料を提出しなかった者や虚偽の内容を記載した資料を提出した者に対しては刑罰を科する規定を置いている。

提出内容の監査については、毎年、全国で延べ1万8千人程度の人員を投入して実施しており、最近では不動産等の譲受けの対価の支払調書など、不動産関連資料の提出漏れを多く把握している。

法定資料の収集状況の推移

| 事務年度<br>(対象期間) | 昭和                 |              |              |              | 平成           |              |              |              |              |               |               |               |               |               |               |        |  |  |  |  |
|----------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|--|--|--|--|
|                | 25                 | 35           | 45           | 55           | 2            | 11           | 12           | 13           | 14           | 15            | 16            | 17            | 18            | 19            | 20            |        |  |  |  |  |
| 収集枚数の合計        | 千枚<br>20,016       | 千枚<br>10,793 | 千枚<br>11,234 | 千枚<br>30,012 | 千枚<br>72,516 | 千枚<br>83,232 | 千枚<br>86,652 | 千枚<br>89,259 | 千枚<br>91,996 | 千枚<br>101,944 | 千枚<br>104,011 | 千枚<br>115,470 | 千枚<br>125,205 | 千枚<br>135,499 | 千枚<br>194,388 |        |  |  |  |  |
|                | 100.0%             | 53.9%        | 56.1%        | 149.9%       | 362.3%       | 415.8%       | 432.9%       | 445.9%       | 459.6%       | 509.3%        | 519.6%        | 576.9%        | 625.5%        | 677.0%        | 971.2%        |        |  |  |  |  |
| 主な内容           | 利子等の支払調書           | 312          | -            | -            | 11,742       | 19,290       | 3,977        | 3,597        | 2,137        | 928           | 780           | 776           | 743           | 1,391         | 2,611         | 2,611  |  |  |  |  |
|                | 配当等の支払調書           | 5,867        | 4,833        | 2,622        | 1,948        | 3,435        | 2,464        | 2,748        | 2,507        | 2,635         | 3,931         | 6,143         | 11,164        | 17,862        | 20,552        | 75,953 |  |  |  |  |
|                | 証券投資信託収益の分配の支払調書   | 2            | 323          | 3            | 163          | 184          | 247          | 133          | 23           | 30            | 1,026         | 3,320         | 6,730         | 11,697        | 13,733        | 59,155 |  |  |  |  |
|                | 報酬、料金、契約金及び資金の支払調書 | 484          | 1,742        | 2,491        | 4,169        | 6,255        | 7,746        | 8,398        | 7,524        | 7,441         | 8,553         | 9,245         | 9,174         | 8,859         | 9,359         | 10,775 |  |  |  |  |
|                | 不動産等の譲受けの対価の支払調書   | -            | -            | 482          | 592          | 653          | 407          | 403          | 338          | 324           | 347           | 342           | 334           | 358           | 335           | 330    |  |  |  |  |
|                | 給与所得の源泉徴収票         | 13,251       | 2,797        | 3,118        | 6,974        | 14,962       | 19,230       | 19,146       | 20,083       | 20,043        | 19,407        | 19,421        | 19,428        | 19,819        | 19,659        | 19,537 |  |  |  |  |
| 国外送金等調書        | -                  | -            | -            | -            | -            | 2,558        | 2,505        | 2,614        | 2,759        | 2,976         | 3,110         | 3,208         | 3,688         | 3,910         | 3,409         |        |  |  |  |  |

(注) 収集枚数の合計欄下段は、昭和25年度を100%とした場合の各年度の割合を示す。

(3) 法定外資料の収集

イ 法定外資料の収集方法

法定外資料の収集は、税務調査や税務指導を行う上で、活用効果が高いと認められる資料情報を重点的に収集するために実施するものであり、現在の収集方法は、①実地収集の方法による特別収集、②書面照会の方法による一般収集、③調査の際の収集、④「資料デー」として指定した特定の日に関係者が共同して申告書などの部内簿

書から資料収集を行うもの及び⑤資料情報担当者などにより業界の景況、地域の動向、取引形態や資産の保有形態の変化、国際化及び高度情報化の進展等を注視して、税務調査に有効な資料源の開発を行い、資料を収集する「資料源開発」と5種の態様によっている。

ロ 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集状況をみると、年々着実に増加しており、平成20事務年度では、1億1,150万枚となっている。

法定外資料の収集状況の推移

| 事務年度<br>(対象期間) | 昭和           | 35           | 45           | 55           | 平成           | 11           | 12           | 13           | 14           | 15           | 16           | 17           | 18           | 19           | 20            |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
|                | 25           | 35.7~36.6    | 45.7~46.6    | 55.7~56.6    | 2            | 2.7~3.6      | 11.7~12.6    | 12.7~13.6    | 13.7~14.6    | 14.7~15.6    | 15.7~16.6    | 16.7~17.6    | 17.7~18.6    | 18.7~19.6    | 19.7~20.6     |
| 収集枚数の合計        | 千枚<br>22,513 | 千枚<br>14,726 | 千枚<br>21,684 | 千枚<br>26,854 | 千枚<br>38,141 | 千枚<br>40,432 | 千枚<br>38,584 | 千枚<br>37,118 | 千枚<br>37,574 | 千枚<br>40,302 | 千枚<br>50,424 | 千枚<br>53,884 | 千枚<br>54,260 | 千枚<br>60,048 | 千枚<br>111,497 |
|                | 100.0%       | 65.4%        | 96.3%        | 119.3%       | 169.4%       | 179.6%       | 171.4%       | 164.9%       | 166.9%       | 179.0%       | 224.0%       | 239.3%       | 241.0%       | 266.7%       | 495.3%        |
| 特別収集           | -            | 6,585        | 15,414       | 14,737       | 19,098       | 22,565       | 21,405       | 19,237       | 22,522       | 23,734       | 35,916       | 38,301       | 36,146       | 38,992       | 98,919        |
| 内 一般収集         | -            | 7,771        | 3,651        | 5,798        | 11,038       | 9,604        | 9,764        | 11,951       | 8,560        | 10,590       | 9,300        | 10,481       | 12,017       | 15,665       | 8,856         |
| 訊 調査の際の収集      | -            | 370          | 1,247        | 2,878        | 4,469        | 4,562        | 4,125        | 3,515        | 4,069        | 3,744        | 3,129        | 3,162        | 4,208        | 3,717        | 2,452         |
| 資料キーの際の収集      | -            | -            | 1,372        | 3,441        | 3,536        | 3,701        | 3,290        | 2,414        | 2,423        | 2,234        | 2,079        | 1,940        | 1,890        | 1,673        | 1,270         |

(注) 収集枚数の合計欄下段は、昭和25年度を100%とした場合の各年度の割合を示す。

(4) 資料情報の質的向上を図るための諸施策

イ 機構面

(イ) 国税庁等に課税総括課を設置

平成13年1月に創設された課税総括課は、近年の経済社会や納税者意識の変化、税制改正などに的確かつ柔軟に対応しつつ、適正・公平な課税の実現と納税者サービスの向上を図るため、広域的・事務系統横断的な観点から、課税事務運営の基本方針を決定し、課税部所掌事務の総括・調整などを行っている。

また、課税総括課は資料情報事務の主管課として事務運営の基本方針の策定、事務の管理運営を行っている。

(ロ) 国税局に統括国税実査官（資料情報担当）などを設置

平成16事務年度（平成16年7月1日～平成17年6月30日）、東京国税局及び大阪国税局の課税総括課内に、統括国税実査官（資料情報担当）を新設し、資料情報事務の運営に関する各種施策の策定、署開発調査担当特別国税調査官の運営及び署資料情報部門(担当)の指揮・監督を行っている。

また、新規の資料源開発を積極的に行うため、昭和60年度に東京国税局、昭和62年度に大阪国税局に資料源開発を専担する資料調査課がそれぞれ設置されて、その他の国税局においては資料源開発担当者が配置された。

その後、平成13年1月に課税総括課が設置されたことに伴い、東京及び大阪の国税局には資料調査第三課、その他の国税局においては課税総括課内に資料源開発担当者が配置されている。

(ハ) 税務署に開発調査担当特別国税調査官を設置

昭和50事務年度（昭和50年7月1日～昭和51年6月30日）から資料源の開発を広域的に行う資料情報担当特別国税調査官が主要署に設置された。その後、平成13事務年度（平成13年7月1日～平成14年6月30日）から開発調査担当特別国税調査官と名称変更して、局課税総括課の指揮・監督の下、常に社会経済情勢の変化などを注視しつつ、各事務システムのニーズを的確に把握した上で、実地調査による業種・業態等の実態解明を通じ、有効な資料情報を把握するための開発調査を重点的に実施することとし、即効性のある質の高い資料情報の収集に努めている。

なお、平成20事務年度には64署65名が全国に配置されている。

(ニ) 資料センターの整備

資料情報の分類・送交付を効率的に行うため、全国の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この章において「国税局（所）」という。）に設置された資料センターは平成11年6月末では15センターあったが、その後、事務の一層の効率化を図るため新設、統廃合が行われ、平成21年6月末現在13センターとなっている。

ロ 資料情報事務の機械化

資料情報の機械化については、昭和42年から重要資料の管理システム、昭和59年から荷主資料せん作成システム、昭和61年からの一般収集システムなど部分的に機械化が進められ、平成元年には資料情報の一元管理及び多角的かつ高度な活用を図るため資料情報システムの運用を開始した。

この資料情報システムは、これまで手作業で処理してきた法定資料をはじめとする資料情報を、住所、氏名等を基本項目として、コンピュータにより納税者別に名寄せを行うとともに一元的に管理・蓄積し、調査対象の選定、税務指導等に必要な情報を出力するものである。

資料情報システムの導入に伴い、昭和62年度の税制改正により、法定資料の磁気テープによる提出が可能となり、また、その後のOAシステム機器の普及により磁気テープ以外の記録用媒体の利用の進展等を踏まえ、平成12年度改正により、この提出の対象となる記録用媒体に磁気ディスク（FD、MO）を追加し、平成17年度税制改正において更に光ディスク（DVD、CD）を追加し、提出可能媒体の範囲を順次拡大してきた。

なお、光ディスクなどの提出については、積極的に勧奨するなど資料情報事務の効率化に努めており、平成20事務年度においては、法定資料と法定外資料を合わせて2億3,391万枚を光ディスクなどにより収集している。

また、平成16年度からは、全国的に国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて税務署に提出することが可能になり、平成20年度においては、108万件の法定調書合計表が提出されている。

#### ハ 組織横断的な取組（局間連絡、課税部・調査部連携の推進）

資料情報の収集については、社会経済の広域化、複雑化などに的確に対応し、組織力を最大限に活用した広域的・事務系統横断的調査を推進する必要があるため、平成14年に連携調査及び連携資料収集の実施に係る事務運営指針を示して、局署間の緊密な連携、協調体制を一層強化し、関係部門が相互に協力して積極的に連携調査及び連携資料収集の実施を推進している。

## 2 電子商取引への対応

インターネットを利用した取引は著しく拡大し、国境を越えた電子商取引が個人レベルでも日常的に行われ、電子マネーや電子決済の利用も急速に増加するなど、電子商取引の形態はますます多様化した。

このような電子商取引への対応として、「電子商取引専門調査チーム」（Professional Team for E-Commerce Taxation、通称「プロテクト（PROTECT）」）を、平成12年2月以降、全国の国税局に設置しており、電子商取引事業者などに関する情報を専門的に収集し、収集した資料に基づいて税務調査を行うほか、調査手法の開発や蓄積に取り組み、各種情報を職員全体へ提供した。

## 第2節 申告所得税

### 1 概要

平成11年に、経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに、著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人所得課税についての抜本的な見直しを行うまでの措置として、所得税の最高税率の引下げ、定率減税及び扶養控除の加算等の改正がなされた。

平成16年には、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、その一環として、世代間・高齢者間の税負担の公平を確立する観点から、実質的に年齢のみを基準に高齢者を優遇する措置となっている65歳以上の者に対する公的年金等控除の見直しや老年者控除の廃止等の改正がなされた。

平成18年には、三位一体の改革の一環として、所得税から個人住民税（国から地方）への3兆円の税源移譲に関し、平成19年（度）分以後の所得税及び個人住民税の税率構造の改正がなされたほか、所得税等の申告書に係る公示制度が廃止された。

### 2 確定申告の状況

#### （1）施策の状況等

税務署では、納税者に対して、確定申告に関する知識・情報の提供、助言・指導を充実していくことが申告納税制度を定着させる上で極めて重要であること、更には、中長期的な申告件数の増加なども踏まえ、納税者自らが申告書を作成して税務署に提出する自

書申告を推進している。

自書申告を一層定着させるため、平成13事務年度には、所得税の確定申告書を約40年ぶりに改定し、記載事項を簡素化した。加えて、納税者が自発的かつ適正に確定申告を行えるようITを活用した施策を推進することとし、自宅で申告書を作成する納税者については、平成14年分確定申告期から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を提供し、税務署で申告書を作成する納税者については、平成16年分確定申告期から、申告相談会場に「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコン（「オフライン版」）を、平成19年分確定申告期からは、e-Taxの利用拡大及び来署者の削減につなげることを目的とした「作成コーナー用パソコン」を導入し積極的に活用している。

また、納税者からの相談は、確定申告期に集中していることから、地方公共団体や税理士会の協力を得て申告相談の円滑な実施に努めるほか、確定申告説明会を積極的に開催している。

更に、電話による問い合わせについては、電話相談の集中化を図ることにより効率的に対応することとし、平成20年分確定申告期から、全署を対象として、確定申告電話相談センターを開設している。

そのほか、確定申告期の納税者サービスとして、平成15年分確定申告期から、確定申告期間中の2回の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行っている。

なお、税務署に申告相談のため来署した納税者は、平成11年分は418万人であったものが、平成20年分では421万人となっており、9年前より3万人増加している。

## （2） 提出人員

平成11年分所得税の確定申告書の提出人員は、2,028万人であったが、平成20年分は2,369万人となっており、9年間で341万人（16.8%）増加している。

このうち、納税人員（申告納税額のあるもの）は、平成11年分は740万人であったものが、平成20年分には752万人となっており、12万人（1.7%）増加している。これを所得者別に見ると、その他所得者は15.1%増加しているものの、営業等所得者は29.6%、農業所得者は6.3%それぞれ減少している。

また、還付申告をした者は、平成11年分は981万人であったものが、平成20年分は1,284万人となっており、302万人（30.8%）増加している。

なお、譲渡所得について、平成11年分で所得がある者は32万人であったが、平成20年分で所得がある者は44万人となった。このうち平成15年から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡所得者については、平成20年分では所得がある者は19万人である。

## （3） 所得金額

平成11年分所得税の納税人員の所得金額は、41兆1,072億円（納税者1人当たり555万円）であったが、平成20年分は39兆5,940億円（納税者1人当たり526万円）となっており、10年間で1兆5,132億円（納税者1人当たり29万円）減少している。これを所得者別に見ると、その他所得者は2.3%増加しているものの、営業等所得者は26.5%、農業所得

者は15.9%それぞれ減少している。

#### (4) 申告納税額

平成11年分所得税の納税人員の申告納税額は、2兆6,110億円（納税者1人当たり35万円）であったが、平成20年分は2兆6,495億円（納税者1人当たり35万円）となっており、10年間で384億円（納税者1人当たりでは、1千円の減少。）増加している。これを所得者別に見ると、その他所得者は3.7%増加しているものの、営業等所得者は6.6%、農業所得者は10.1%それぞれ減少している。

### 3 青色申告制度及び記帳・記録保存制度等とその普及、育成

青色申告については、引き続きその普及、育成を図ってきたところであるが、昭和59年度に導入された白色申告者についての記帳・記録保存制度等（以下この節において「記帳制度等」という。）により、白色申告者にも記帳義務等が課されたことに伴って、青色申告者についても、より高度な記帳水準が求められることとなった。

#### (1) 青色申告特別控除の導入

適正な記帳慣行を確立し、記帳水準を一層向上させることにより青色申告の質的向上を図り、青色申告制度の健全な発展を図る観点から、平成5年分の申告から青色申告控除（10万円）が廃止され、新たに青色申告特別控除が導入された。

##### イ 65万円の青色申告特別控除

事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者が正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従い、整然と、かつ、明瞭に記録している場合には、導入当初、最高35万円の青色申告特別控除の適用が認められた。

その後の税制改正により、平成10年分から45万円、平成12年分から55万円、平成17年分から65万円となり現在に至っている。

なお、経過措置として、帳簿書類を簡易方式により記録している場合であっても、貸借対照表の添付など一定の要件を満たしていれば正規の簿記の原則に従った場合と同じく最高35万円（平成10年分以降は45万円）の青色申告特別控除の適用があったが、平成17年分からは経過措置による適用は廃止されている。

##### ロ 10万円の青色申告特別控除

65万円の青色申告特別控除の適用を受けない青色申告者（65万円の青色申告特別控除を受けないことを選択した青色申告者を含む。）は、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。

#### (2) 青色申告制度の普及

青色申告の普及については、各種説明会での利用勧奨、青色申告会等関係民間団体による広報活動等により、平成21年3月15日現在、青色新規申請者が16万人で、青色申告者数が538万9千人（営業等所得者332万人、農業所得者40万1千人、不動産所得者166万8千人）であり、青色申告の中心となる事業所得者の青色普及割合（所得税の申告納税額の



ある納税者に対する割合)は、56%となっている。

### (3) 記帳指導の充実等

#### イ 記帳指導の沿革

青色申告者や記帳制度適用者に対する個別の記帳指導や各種説明会等については、これまで(財)日本税務協会に委託して実施してきたところであるが、昭和57年度以降、政府の補助金等の一律削減の方針に基づき、(財)日本税務協会への指導委託費等の記帳指導関係予算が年々削減されることになった。

このため、別途、予算を確保の上、当局から直接税理士に委託する方式を導入して不足分を対応していた。

更に、行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)により、指導委託費は段階的に削減され、平成17年度をもって全廃されることとなったため、これに代わるものとして、平成17年度には、一部の局において民間業者を活用した外部委託による記帳指導の試行を行い、平成18年度から全国に拡大し、実施しているところである。

なお、平成15年度の税制改正により、消費税の課税事業者免税点が引き下げられたことに伴い、従来、記帳指導の対象としていた青色申告者や記帳制度適用者のほかに、新規課税事業者についても指導対象者とし、その結果、平成20年度の記帳指導対象者数については2万5千人となっている。

#### ロ パソコンを活用した記帳指導の導入

会計ソフトによる記帳・決算ができるよう、税法の一般的な知識及びパソコン操作の基本的な技能を習得させることを目的に、平成13年度から「パソコン会計講習会」を開催し、記帳水準の向上を図ってきたが、納税者から継続した指導の要望が多いことから、平成18年度から「パソコンによる会計ソフトを利用した記帳指導」として規模を拡大して実施している。

#### ハ 農業所得標準の廃止と収支計算の定着

農業所得の計算は、納税者の正確な記帳等に基づいて、実際の収入金額から必要経費を差し引いて行うのが原則となっている。しかし、農家には記帳等に基づく収支計算が定着していない状況が見られたことから、かつては記帳に基づく収支計算ができない一般農家については、農業所得標準を目安として所得計算を行い申告するという、いわゆる標準課税方式を採用していた。近年、経営形態や技術、収益力の農家間格差が拡大している状況を踏まえ、個々の農家の実情に即した課税を図るため、農業所得標準の作成を順次廃止し、収支計算による申告への移行・定着を推進してきた。

## 4 調査及び指導の状況

### (1) 納税者管理等

納税者管理については、経済取引の広域化・複雑化、国際化等に対応するため、所得者区分のほか、取引の態様等に着眼した継続管理事案を管理項目に加え、重点的に管理

することにより、納税者の事業実態等の的確な把握・分析・検討並びに高額・悪質重点の調査事務運営を推進している。

なお、継続管理事案以外の納税者については、KSKシステムにより管理し、申告審理システムのほか、業種別管理システム、資料情報活用システム、個人・法人関連情報システムを活用して効果的・効率的に調査選定している。

また、外国人納税者に係る事務については、外国人登録者数の著しい増加などグローバル化が進展している状況を踏まえ、国税組織全体として外国人に対する取組体制を再構築するよう検討した結果、平成14事務年度（平成14年7月1日～平成15年6月30日）より国税局から税務署に移管した。

## （2） 調査等の体制

実地調査については、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本としつつ、売上高階級の営業等所得者に重点を置いた従来の調査体系から、メリハリのある調査事務運営を一層推進するため、高額・悪質重点と簡易な接触の二極化を図り、波及効果に配慮した効果的な運営を実施している。

調査接触体系については、特別調査、一般調査、要点調査に区分することにより、調査事案に応じた事務量を投下してきた。しかしながら、調査事務量の減少、1件当たりの調査日数の増加等に伴い、特に中低階級の納税者に対する調査接触割合が低下してきたことにより、中低階級の納税者コンプライアンスの低下を懸念し、平成16事務年度より、要点調査に代えて着眼調査を導入、①来署案内による接触を含めた効率的な接触、②業種（地域）という面で捉えた幅広い接触、③資料情報や事業実態の解明を通じた潜在高額者の把握、④消費税無申告者への対応など効率的・効果的な接触を図ることとした。

また、より効率的・効果的な事務の実施に努めるため、所得税、相続税、贈与税等を通じて全体として効果的な調査が実施されるよう、個人課税部門・資産課税部門の一体的運営を推進した。

更に、経済取引の広域化・複雑化、国際化等、税務行政を取り巻く環境の変化等に対応するため、国際税務専門官、情報技術専門官等専門性の高い機能別部門を設置し、有効な資料情報の収集、調査手法や調査事例の開発など積極的な取組を実施している。

## （3） 調査等の状況

調査等については、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地に臨場して短期間で行う着眼調査を実施しているほか、文書や来署依頼による面接等により計算誤りや所得（税額）控除の適用誤りがあるものを是正する等の接触（以下「簡易な接触」という。）を実施し、適正・公平な課税に努めている。

所得税の実地調査事績をみると、平成11事務年度（平成11年7月1日～平成12年6月30日）では、12万6千件の調査を実施し、申告漏れ所得金額は7,900億円（1件当

たり627万円)、追徴税額(加算税を含む。)は1,691億円(1件当たり134万円)であったが、平成20事務年度では、10万5千件の調査を実施し、申告漏れ所得金額は6,306億円(1件当たり603万円)、追徴税額(加算税を含む。)は1,066億円(1件当たり102万円)となっており、10年前より調査件数は2万1千件、申告漏れ所得金額は1,594億円(1件当たり24万円)、追徴税額(加算税を含む。)は626億円(1件当たり32万円)減少している。

また、簡易な接触の事績をみると、平成11事務年度では、62万3千件を処理し、申告漏れ所得金額は6,153億円(1件当たり99万円)、追徴税額(加算税を含む。)は396億円(1件当たり6万円)であったが、平成20事務年度では、62万8千件を処理し、申告漏れ所得金額は2,848億円(1件当たり45万円)、追徴税額150億円(1件当たり2万円)となっており、10年前より処理件数は6千件増加したものの、申告漏れ所得金額は3,305億円(1件当たり54万円)、追徴税額(加算税を含む。)は246億円(1件当たり4万円)それぞれ減少している。

## 5 譲渡・山林所得

### (1) 概要

譲渡所得の課税制度はその内容が複雑であり、また変遷も顕著であったのでその内容を若干詳述する。

#### イ 譲渡所得(株式等譲渡益課税関係)

個人の株式等譲渡益課税については、平成13年度改正後、個人投資家の市場参加の促進や証券市場の構造改革に資する等の観点から、数次にわたって大幅な租税特別措置法等の改正が行われた。この一連の改正により、従来の源泉分離選択課税制度は平成14年末をもって終了し、平成15年からは申告分離課税に一本化されるとともに、その円滑な移行のための措置が創設されるなど、個人の株式等譲渡益課税について広範な見直しが行われた。

更に、「貯蓄から投資へ」の政策的要請も受け、個人の金融商品選択における課税の中立性を確保し、リスクテイクのできる簡素でわかりやすい税制となるよう、分離課税制度を基本として、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた様々な措置が講じられてきている。

平成13年には、租税特別措置法において、次の改正がされた。

- ① 「長期所有上場特定株式等を譲渡した場合の100万円特別控除」が創設され、平成13年10月1日から平成17年12月31日までの間に長期所有上場特定株式等を譲渡した場合には、100万円の特別控除ができることとされた。
- ② 「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」が創設され、平成17年1月1日から平成19年12月31日までの間に特定上場株式等(平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に購入等により取得した一定の上場株式等)の譲渡をした場合で、一定の

要件に該当するときは、取得対価の額の合計額が1,000万円に達するまでのものの譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さないこととされた。

- ③ 「上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例」が創設され、平成15年1月1日以後に上場株式等の一定の譲渡をした場合には、その譲渡による上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税率を15%とすることとされた。
- ④ 「長期所有上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の暫定税率の特例」が創設され、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合において、その上場株式等がその譲渡の日において所有期間が1年を超えるもの（長期所有上場株式等）であるときは、一定の要件の下で、その譲渡による長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税率を7%とすることとされた。
- ⑤ 「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」が創設され、平成15年1月1日以後に上場株式等を証券業者を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額を有するときは、一定の要件の下で、その上場株式等に係る譲渡損失の金額についてその年の翌年以後3年以内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除ができることとされた。
- ⑥ 「平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例」が創設され、平成13年9月30日以前から引き続き所有していた一定の上場株式等を平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の平成13年10月1日における価額の80%に相当する金額を取得費とすることができることとされた。

平成14年には、租税特別措置法の改正によって、上場株式等の譲渡に係る特定口座制度が創設され、平成15年1月1日以後において証券会社に特定口座を設定した場合に、その特定口座に保管の委託がされている上場株式等又はその特定口座内で処理された信用取引に係る上場株式等の譲渡による所得金額については、他の株式等の譲渡による所得金額と区分して計算することとされた。また、源泉徴収を選択した特定口座については、申告不要とされた。

平成15年には、租税特別措置法において、次の改正がされた。

- ① 「長期所有上場特定株式等を譲渡した場合の100万円特別控除」が、平成15年3月31日をもって廃止された。
- ② 「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の暫定税率の特例」を廃止した上、上場株式等の軽減税率の特例の適用税率を平成15年4月1日から平成19年12月31日までの5年間に限り、7%（改正前 15%）に軽減することとされた。

平成16年には、租税特別措置法の改正によって、上場株式等以外の株式等を譲渡し

た場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率が15%（改正前 20%）に引き下げられた。

平成17年には、租税特別措置法の改正によって、「特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」が創設され、上場廃止以後引き続き特定管理口座で管理されていた株式について、発行会社の清算終了等により無価値化損失が生じた場合に、この損失を株式等の譲渡損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとされた。

平成18年には、所得税法の改正によって、株式交換又は株式移転等に係る課税の繰延制度である「株式交換等に係る譲渡所得等の特例」が創設されるとともに、租税特別措置法において定められていた「株式交換又は株式移転に係る課税の特例」については廃止することとされた。

平成20年には、租税特別措置法において、次の改正がされた。

- ① 「上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例」が廃止された。ただし、平成21年1月1日以前に行った上場株式等の譲渡については、なお従前の例（7%）によることとされ、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については7%とされた。
- ② 「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」が改正され、平成21年1月1日以後の所得税については、上場株式等に係る譲渡損失の金額について、その年分の申告分離課税の対象となる上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算を行うことが可能とされた。また、その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税の対象となる上場株式等に係る配当所得の金額（上記損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額）を限度として控除することができることとされた。
- ③ 「源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例」が創設され、平成22年1月1日以後に交付を受ける上場株式等の配当等については特定口座（源泉徴収選択口座）への受け入れが可能となり、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その配当等の額の総額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を乗じて徴収すべき所得税の額を計算できることとされた。
- ④ 「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」が、適用期限到来により廃止された。

平成21年には、租税特別措置法において、次の改正がされた。

- ① 平成20年の①の措置については、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に、金融商品取引業者等への売委託により行う上場株式等の譲渡などの一定の上場株

式等の譲渡をした場合には、その年分の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額に対する税率を一律7%とすることとされた。

- ② 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間の特定口座への上場株式等の保管の委託に関する経過措置（いわゆるタンス株の受入れ措置）が、適用期限の到来をもって廃止された。

ロ 譲渡所得（上記イ以外の関係）

平成16年には、租税特別措置法の改正によって、土地市場の活性化に資する観点から、株式に対する課税とのバランスを踏まえ、土地等又は建物等の長期譲渡所得の税率の引下げと100万円の特別控除及び他の所得との損益通算の廃止とが一つのパッケージとして措置された。

具体的には、分離課税の課税長期譲渡所得金額に対する税率が一律15%に引き下げられるとともに、長期譲渡所得の100万円の特別控除が廃止された。更に、土地等又は建物等の長期（短期）譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等又は建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算及び翌年以降の繰越を認めないこととされた。逆に、土地等又は建物等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上損失が生じた場合においても、その損失の金額を土地等又は建物等の長期（短期）譲渡所得の金額と損益通算することを認めないこととされた。

また、この改正に鑑み、分離課税の課税短期譲渡所得金額に対する税率が一律30%（国等に対する譲渡に係る税率は一律15%）に引き下げられ、優良住宅地等のための譲渡に対する税率についても、課税長期譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分については10%に、2,000万円超の部分については15%にそれぞれ改められた。

一方、「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」の特例制度を拡充し、居住用財産を譲渡した場合の譲渡損失の金額について、他の所得との損益通算及び翌年以降3年間の繰越しを認める「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例制度に改組することとされた。更に、この制度との選択により、新たに「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例制度が創設され、特定の居住用財産を譲渡した場合の譲渡損失の金額について、譲渡資産に係る住宅借入金等を有する等一定の要件の下で、他の所得との損益通算及び翌年以降3年間の繰越しを認めることとされた。

また、「承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例」が創設され、平成16年7月1日以後に行う交換について適用されることとなった。

平成18年には、租税特別措置法の改正によって、「特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例」が創設され、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の施行の日（平成18年4月28日）以後に行う所有隣接土地等の交換について適用されることとなった。

平成19年には、租税特別措置法の改正によって、相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の特例が、所要の経過措置を講じた上、廃止された。

平成21年には、租税特別措置法の改正によって、「特定の土地等の長期譲渡所得の特例」が創設され、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地等を取得し、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合について適用されることとなった。

また、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例」が創設され、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に先行取得土地等を取得し、その取得の日の属する年の12月31日後10年以内に他の事業用土地等を譲渡した場合について適用されることとなった。

#### ハ 山林所得

山林所得については、平成18年に、概算経費率が45%から50%に引き上げられた。

### (2) 申告の状況

譲渡所得の申告状況は、経済情勢の変化、土地需要の動向、税制改正等により各年の所得がある者に増減があった。平成11年分では、確定申告をした者は72万人、このうち所得を有する者は32万人、所得金額は4兆3,405億円であったが、平成20年分では、確定申告をした者は136万人、このうち所得を有する者は44万人、所得金額は4兆5,223億円となった。

上記のうち、土地等の譲渡所得（総合譲渡を含む。）については、平成11年分では、所得がある者は29万人、所得金額は3兆7,037億円であったが、平成20年分では、所得がある者は25万人、所得金額は3兆2,197億円となった。

また、平成15年分から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡所得については、平成20年分では、所得がある者は19万人、所得金額は1兆3,026億円となっている。

山林所得の申告状況は、素材の市場価額が低下するなかで、国産材の需要の変動の影響等を受け、所得がある者に増減があった。平成11年分では、所得がある者は9千人、所得金額は145億円であったが、平成20年分では、所得がある者は4千人、所得金額は48億円となった。

### (3) 調査と指導の状況

#### イ 課税資料の確保

譲渡所得については、その課税原因の把握の基礎となる不動産所有権移転登記資料や不動産取引資料等の的確な収集に努めている。また、ゴルフ会員権などの取引資料の収集にも努めている。

山林所得については、その課税原因の把握の基礎となる基礎資料の収集に努める一方、航空写真等の活用により、伐採林分、伐採面積等の実態把握に努めている。

#### ロ 申告指導

譲渡所得については、その発生が臨時・偶発的であり、一般に税法等になじみの薄い

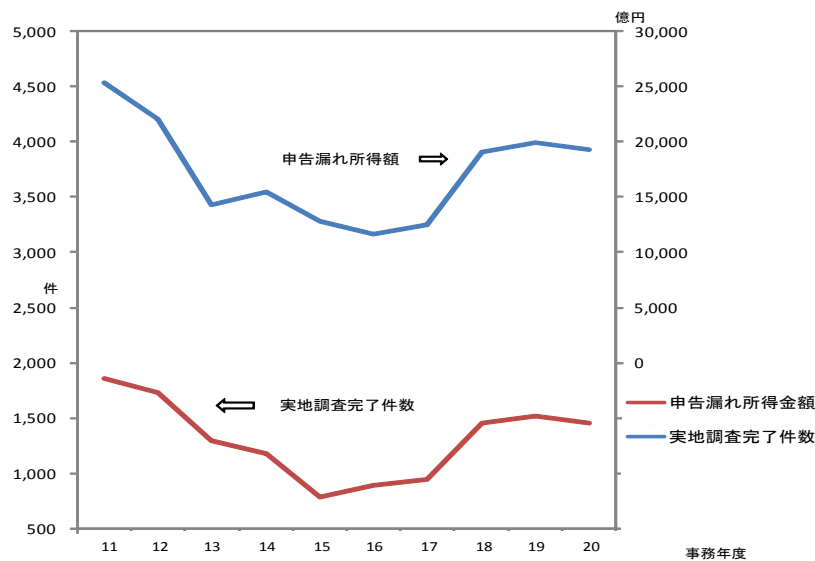
者が多いこと、また、課税の特例制度の多様化に伴い制度の内容が複雑化していることなどから、リーフレット等の配布による課税制度の周知を図るほか、税理士会、証券業協会等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の啓もうに努めている。

#### ハ 調査の状況

譲渡所得及び山林所得の調査は、高額・悪質と見込まれる事案に重点をおいた調査対象の選定に配慮している。

なお、譲渡所得の実地調査の状況は、次のとおりである。

譲渡所得の実地調査の状況



#### (4) 寄附財産に係る譲渡所得等の非課税承認事務

個人が法人に対して譲渡所得等の起因となる資産の贈与又は遺贈をした場合には、その時における価額に相当する金額によりその資産の譲渡があったものとみなして、その贈与又は遺贈をした者に対し譲渡所得等の課税が行われることとされている（所得税法第59条第1項第1号）。

しかし、個人が、国や地方公共団体に対して資産を贈与又は遺贈した場合における譲渡所得等については、非課税とされているほか、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人）その他の公益を目的とする事業を行う法人に対して資産を贈与又は遺贈した場合についても、その贈与又は遺贈が、教育や科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、その他一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときには非課税とされている。

平成20年の税制改正では、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、民間が担う公益活動の



促進に資する観点から、非課税承認の対象法人の範囲や非課税承認取消時の課税方法などについて、抜本的な見直しが行われた。

この非課税承認の事務については、国税局（所）及び税務署における事実関係の的確な調査及び進達事務の迅速化を図るとともに、国税庁においては、適正な審査及び早期処理に努めているところである。

なお、承認申請の処理状況は、次のとおりである。

承認申請の処理状況

| 事務年度    | 平成  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 公益法人の種類 | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  |
|         | 件   | 件   | 件   | 件   | 件   | 件   | 件   | 件   | 件   | 件   |
| 学 校 法 人 | 77  | 83  | 80  | 71  | 66  | 107 | 82  | 80  | 29  | 14  |
| 財 団 法 人 | 77  | 47  | 66  | 49  | 71  | 23  | 69  | 37  | 15  | 39  |
| 社会福祉法人  | 197 | 253 | 239 | 184 | 213 | 295 | 270 | 226 | 46  | 111 |
| 医 療 法 人 | 4   | 1   | 3   | 5   | 2   | 3   | 18  | 10  | 0   | 1   |
| 宗 教 法 人 | 77  | 66  | 90  | 70  | 107 | 40  | 110 | 55  | 28  | 40  |
| その他の法人  | 6   | 0   | 13  | 51  | 32  | 27  | 36  | 41  | 24  | 40  |
| 合 計     | 438 | 450 | 491 | 430 | 491 | 495 | 585 | 449 | 142 | 245 |

### 第3節 源泉所得税

#### 1 概要

##### (1) 現行の源泉徴収制度

現在の給与所得を中心とする源泉徴収制度は、昭和15年の所得税法の改正において、勤労所得を源泉徴収の対象に加えたことに始まり、その後、昭和22年の改正において年末調整の制度を設けたことによって確立された。

所得税法（昭和40年法律第33号）では、申告納税制度を建前とし、所得者各個人が暦年経過後に年間所得金額と税額を確定申告して納付することにより、所得税の納税が完了することとされている。

この制度の中にあつて、所得税の源泉徴収制度は、この確定申告により納付する所得税のいわば前取制度といえ、支払の際に徴収された源泉所得税は、原則として、確定申告により精算されるのであるが、給与所得者の大部分については、源泉徴収義務者が毎年最後の給与を支払う際に年末調整を行って、毎月（日）の徴収税額の合計額と年間の給与総額に対する正当税額との過不足額を精算することになっている。

##### (2) 源泉徴収義務者

源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」という。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組

合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者となる。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人が支払う給与や退職手当、弁護士報酬などの報酬・料金等については、所得税の源泉徴収を要しないこととされている。

### (3) 源泉徴収の対象所得

源泉徴収の対象となる所得の範囲は、支払を受ける者の区分に応じて異なっており、例えば居住者の場合には、利子等、配当等、給与等、退職手当等、公的年金等、報酬・料金等、生命保険契約等に基づく年金、定期積金の給付補てん金等、匿名組合の利益の分配、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、割引債の償還差益となっている。

また、内国法人が受ける利子や配当、馬主が受ける競馬の賞金などや、非居住者や外国法人が受ける特定の国内源泉所得についても、同様に源泉徴収を行うことになっている。

### (4) 源泉所得税の課税方法

給与所得及び退職所得については、超過累進税率による源泉徴収を行うこととされているが、その他の所得については、一定の比例税率による源泉徴収を行うこととされている。

なお、居住者の受ける所得は、申告納税制度を建前とするが、利子所得、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、特定目的信託（社債的受益権に限る。）の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、割引債の償還差益などについては源泉分離課税とされ、一定の配当所得については、確定申告不要制度が設けられている。

また、事業所等を有しない非居住者及び外国法人が受ける特定の国内源泉所得に対しては、原則として源泉分離課税制度が採用されている。

### (5) 源泉所得税の納付

源泉徴収義務者は、源泉徴収をした所得税の税額等の明細を記載した「所得税徴収高計算書（納付書）」を添付して、原則として、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに、源泉徴収をした所得税を国に納付することとされている。

ただし、給与等の支給人員が常時10人未満の小規模な源泉徴収義務者については、給与所得等のうち特定のものにつき、毎月徴収をした税額を、7月10日と翌年1月10日の2回（昭和41年以前は、3か月ごとの4回）にまとめて納付することができる「納期の特例制度」が設けられている。更に、昭和60年から、この納期の特例制度の適用を受けている者は、一定の要件の下に翌年1月10日の納期限を同年1月20日まで延長することができる「納期限の特例制度」も設けられている。

### (6) 源泉徴収制度の改正

源泉徴収制度について、平成11年から平成20年までの間の主な改正事項は、次のとお

りである。

#### イ 給与所得

(イ) 平成11年度の税制改正では、平成11年以後の各年分の所得税について、最高税率の引下げ（50%から37%への引下げ）や定率減税（年税額の20%相当額で、最高25万円）が実施された。

なお、定率減税については、平成17年度の税制改正により、平成18年1月1日から年税額の10%相当額（最高12万5千円）に減額され、続く平成18年度の税制改正により平成19年1月1日から廃止された。また、平成19年分の所得税から、国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲に伴って所得税の税率が見直され、税率構造が4段階から6段階に変更された。

(ロ) 平成15年度の税制改正により、配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者に該当する場合に適用される部分（配偶者控除と重複して控除される部分）については、平成16年分以降の所得税から適用がないこととされ、平成16年度の税制改正では、老年者控除（所得者本人が65歳以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用）が廃止された。

(ハ) 平成18年度の税制改正により、損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額（最高5万円）を総所得金額から控除する地震保険料控除とされ、平成19年分以降の所得税について適用された。

#### ロ 利子所得

平成14年度の税制改正により、老人等の少額貯蓄非課税制度については、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組され、平成18年1月1日以後に障害者等が支払を受けるべき利子等について適用されることとなった。また、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の制定に伴い、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度について、所要の経過措置を講じた上で廃止されることとされた。

#### ハ 上場株式等の譲渡所得等

(イ) 平成元年に創設された上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成15年3月31日をもって廃止された。

(ロ) 平成14年度の税制改正により、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座内の上場株式等の譲渡等による所得の金額について、他の株式等の譲渡等による所得の金額とは区分して計算する制度が創設され、源泉徴収方式を選択した特定口座において上場株式等の譲渡が行われた場合には、証券業者は、その譲渡対価等の支払をする際に、15%（居住者の場合は他に住民税5%）の税率による所得税を徴収し、翌月10日までに納付しなければならないこととされ、更に、平成15年度の税制改正により、平成16年以降、年間分の一括納付方式へ改められた。また、源泉徴収税率について、平成15年度の税制改正により、平成16年1月1日から平成19年12月31日までは軽減税率の7%（居住者の場合は他に住民税3%）を適用することとされ、平成19年度の税制改正により、更に適用期限を平成20年12月31日まで

1年間延長することとされた。

## ニ 配当所得

(イ) 平成15年度の税制改正により、一定の大口株主以外の居住者等が受ける上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率を15%（居住者の場合は他に住民税5%）とする特例措置が創設された。

なお、この特例措置については、平成15年4月1日～12月31日までの間は10%（地方税なし）、平成16年1月1日～平成20年3月31日までの間は7%（他に住民税3%）の優遇税率が適用された（平成19年度税制改正により、適用期限を平成21年3月31日まで1年延長。）。

(ロ) 平成20年度の税制改正により、上場株式等の配当等に係る配当所得の申告分離選択課税が創設された。また、源泉徴収選択口座への上場株式等の配当等の受入れが可能となるとともに、当該受入れた配当等については、源泉徴収選択口座内での損益通算が可能となった。なお、これらの改正は、平成22年1月1日以後に交付する源泉徴収選択口座内配当等について適用されることとされた。

## ホ 報酬・料金等

(イ) 平成15年度の税制改正により、内国法人が国内において支払を受ける芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金に対する源泉徴収制度が廃止された。

(ロ) 平成19年度の税制改正により、源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲に通訳料が追加された。

## ヘ 非居住者等所得

平成14年度の税制改正により、平成14年4月1日以後支払を受けるべき利益の配当のうち、非居住者又は外国法人に対し匿名組合契約等に基づく利益の分配につき支払をする国内の事業者は、匿名組合契約等を締結している匿名組合員等の数にかかわらずその支払う利益の分配について源泉徴収を要することとされた。更に、平成17年度の税制改正により、民法組合等の組合員である非居住者又は外国法人が受ける一定の利益についても、源泉徴収の対象とされた。

## 2 源泉徴収義務者数等の推移

### (1) 源泉徴収義務者数の推移

イ 給与所得の源泉徴収義務者数は、平成11事務年度末（平成12年6月30日）は399万7,000件であったが、平成20事務年度末（平成21年6月30日）では374万6,000件と年々減少しており、特に個人の源泉徴収義務者の減少が著しい。

ロ 一方、給与所得以外の所得の源泉徴収義務者数について平成12年6月末と平成21年6月末とを比較すると、

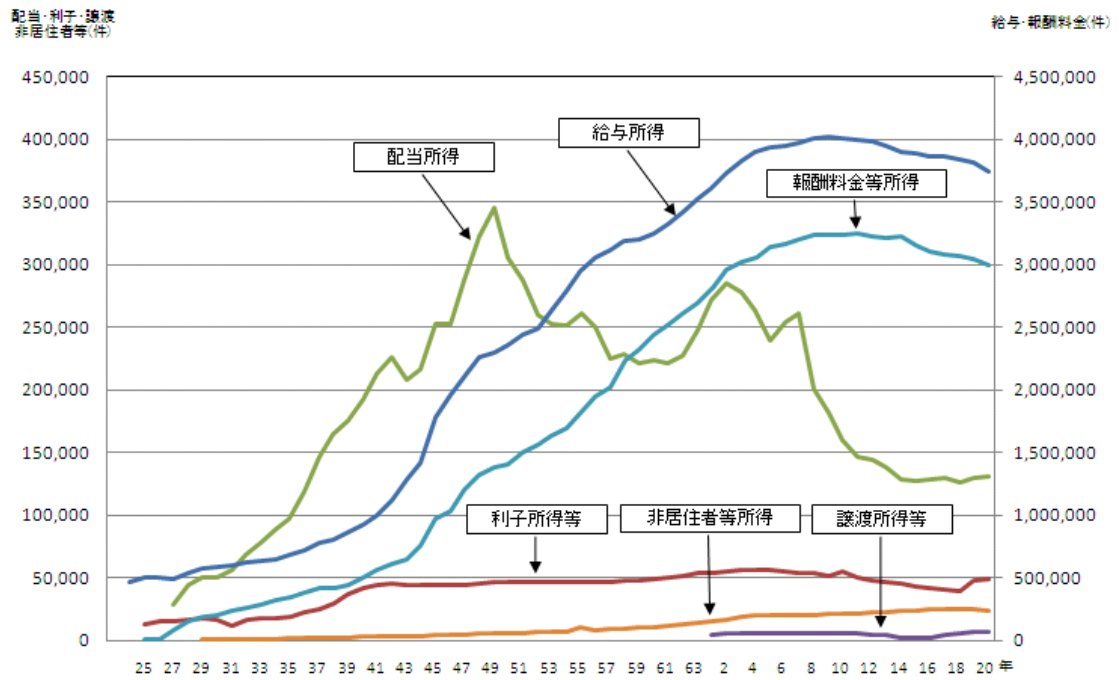
① 利子所得については、5万件でほぼ横ばいであり

② 配当所得については、14万7,000件から13万件（約0.9倍）に

③ 報酬・料金等所得については、324万8,000件から299万件（約0.9倍）にそれぞれ減少している。

ただし、非居住者等所得については、2万2,000件から2万4,000件（約1.1倍）に増加している。

所得種類別義務者推移

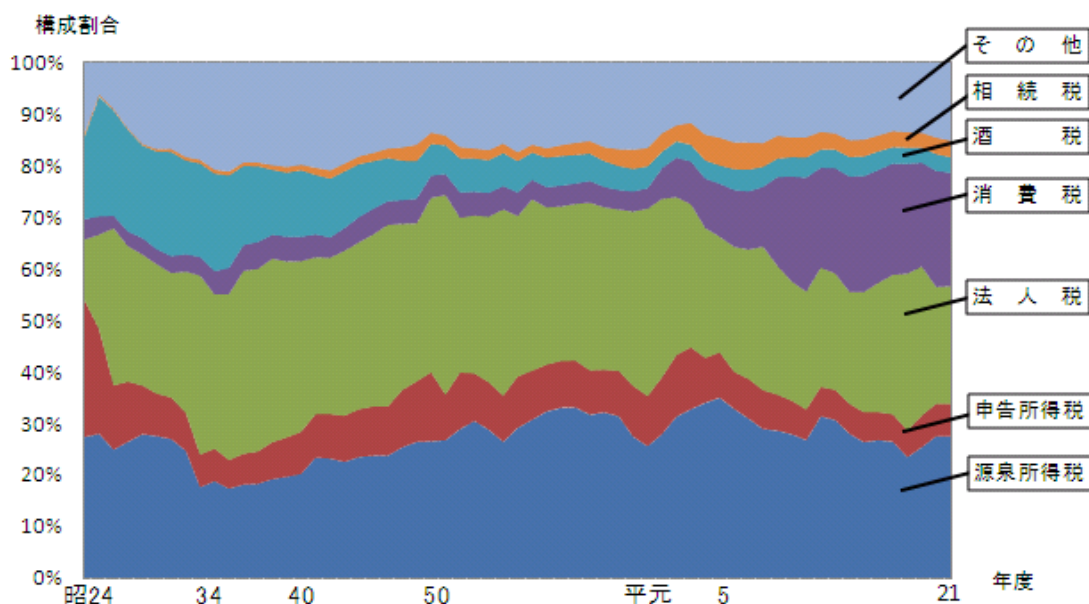


(2) 源泉所得税額の推移

源泉所得税額が租税及び印紙収入の総額に占める割合は、平成11年度は26.7%であったが、現在は25%程度で推移している。

なお、平成21年度当初予算額の源泉所得税額は12兆6,610億円で、一般会計の租税及び印紙収入合計額46兆1,030億円に占める割合は27.5%となっている。

租税及び印紙収入（一般会計分）に占める源泉所得税額等の推移



### 3 源泉所得税事務の拡充

#### (1) 内部事務のADP化

源泉所得税事務においては、源泉徴収義務者数の累年増加に伴う内部事務の増加に対処し、今後とも内部事務の事務水準の維持及び事務精度の向上を図りつつ、調査と指導にも寄与することを目的として、昭和49事務年度（昭和49年7月1日～昭和50年6月30日）以降、源泉所得税オンラインシステムに始まり、総合オンラインシステムを経て現在はKSK（国税総合管理）システムにより内部事務処理のADP化に積極的に取り組んできている。

#### イ KSK（国税総合管理）システム

KSKシステムは、源泉オンラインシステムと総合オンラインシステムに代わる新しいコンピュータシステムとして、平成6事務年度（平成6年7月1日～平成7年6月30日）から8事務年度（平成8年7月1日～平成9年6月30日）にかけて東京国税局管内の19税務署及び仙台国税局管内の2税務署での試行を経て、平成9事務年度（平成9年7月1日～平成10年6月30日）に東京国税局管内の全税務署で本格的な運用を開始し、平成11事務年度には大阪国税局管内の全税務署、平成12事務年度（平成12年7月1日～平成13年6月30日）には名古屋国税局管内の全税務署及び関東信越国税局管内の10税務署に順次拡大し、平成13事務年度において全国の税務署への拡大を完了した。

#### ロ 国税電子申告・納税システム

政府全体で取り組んでいる電子政府実現の一環として、国税庁としても申告、納税

及び申請・届出等の手続について、納税者等がインターネット等を利用して手続が可能となるよう、国税の電子申告・納税システム（e-Tax）の導入準備を進め、平成16年2月から名古屋国税局管内でサービスを開始し、同年6月から全国においてサービスを開始した。

## （2） 納付指導事務の充実

未納整理に当たっては、過年分納付遅延者、継続的納付遅延者、大口納付遅延者を優先し、必要に応じて源泉確認調査を実施するなど、納付遅延者の実態に応じた効果的な実施に努めている。

特に過年分納付遅延者については、年内あるいは事務年度内に処理が完了するよう、計画的に未納整理を実施し、未納の早期処理に努めるほか、悪質な大口納付遅延者など未納整理の処理困難事案については、統括国税調査官又は調査担当者等による接触を行うなど、確実な処理に努めている。

なお、説明会や調査等のあらゆる機会を通じて期限内納付についての認識の高揚を図るなど未納の発生防止に努めている。

また、未納整理事務については、他の事務と独立し大量かつ反復的に発生する事務であるため、事務を集中化することによる効率化が期待できることから、平成17事務年度（平成17年7月1日～平成18年6月30日）から大阪国税局において未納整理事務の集中化の試行を開始し、平成19事務年度（平成19年7月1日～平成20年6月30日）からは東京国税局、広島国税局において試行を開始している。

## （3） 源泉所得税調査の充実

源泉所得税調査は法源同時調査、所源同時調査、及び同時調査の対象とならない調査課所管法人等の源泉徴収義務者に対して行う源泉実地（確認）調査の三本立ての調査により効率的に運営することとしている。

### イ 同時調査

同時調査は源泉所得税の接触件数の9割を占め、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び効率的調査をねらいとして実施しているものであり、源泉徴収義務者間及び給与所得者間の公平を確保し、かつ、現行の接触体制を十分機能させるためにも極めて重要であるため、その正否の確認を的確に行い、源泉所得税の課税の適正化に努めることとしている。

### ロ 源泉実地調査（平成11事務年度以前は源泉単独調査）

調査課所管法人、公益法人等、非居住者等所得の支払のある者等に対しては、源泉所得税に重点を置いた源泉実地調査を実施することとしており、源泉実地調査に当たっては、源泉国際課税や多額な報酬・料金等の支払など真に源泉所得税固有の問題を解決する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査を実施するよう努めている。

なお、調査課所管法人に対する調査に当たっては、源泉国際課税やオーナー社長等に

対する経済的利益への適正な課税の観点からも、調査課との同時期調査を積極的に推進するほか、複雑困難事案等や公益法人等の調査については必要に応じて関係各課（部門）の協力を求めるなどにより、調査の充実を図ることとしている。

#### ハ 源泉確認調査（平成11事務年度以前は源泉臨戸指導）

源泉確認調査は、源泉実地調査以外の原則として臨場して行う簡易な接触により、源泉徴収義務者の概況及びその源泉徴収義務の履行の適否を確認し、源泉徴収義務者の実態を把握することを目的として実施している。

#### （４） 審理の充実

源泉所得税の審理に当たっては、所得税法だけではなく財形法や年金法、著作権法、金融商品取引法、あるいは各国との租税条約など幅広い知識が必要であるとともに、社会経済情勢の変化等により複雑・困難な審理事務も増加傾向にあるため、平成14事務年度に源泉所得税担当の審理専門官を新設し、審理専門官や審理担当官を中心とした審理体制の整備や研修の実施等により、審理の充実を図ることとしている。

## 第４節 法人税

### 1 概要

#### （１） 法人税関係

平成13年度税制改正においては、商法改正により会社分割制度が導入されたことに伴い、企業の組織再編成（合併・分割・現物出資等）に係る税制を抜本的に改める改正が行われた。

平成14年度税制改正においては、企業グループを一の納税単位と捉え、その企業グループの所得に対して課税を行う連結納税制度が創設され、単体法人のみを納税単位とする従来の法人税制が抜本的に改められた。

平成18年度税制改正においては、株式会社と有限会社の統合、設立時の出資額規制の撤廃、組織再編行為に係る規制の見直し等の多岐にわたる改正を織り込んだ会社法の制定に伴い、法人税法についても資本の部の整備など所要の改正が行われた。

平成19年度税制改正においては、我が国経済の成長基盤を整備する観点から、減価償却制度について、償却可能限度額等の廃止や250%定率法の導入などの抜本的な改正や、信託法の改正による新たな類型の信託等に対応した法人税法の改正が行われた。

平成20年度税制改正においては、民間による公益の増進を目的とした公益法人制度が平成20年12月から施行されたことに伴い、公益社団・財団法人や一般社団・財団法人といった新しい法人類型に対応した法人税法の改正が行われた。

#### （２） 認定NPO法人制度関係

平成13年度税制改正において、認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定NPO法人制度）が導入され、特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、



その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して行った寄附について、税制上の優遇措置が講じられた。

認定NPO法人制度については、その後の累次の税制改正において、みなし寄附金制度の導入や認定要件の緩和、申請手続の簡素化等の改正が行われている。

### (3) 特定医療法人制度関係

平成15年度税制改正において、特定の医療法人の法人税率の特例（特定医療法人制度）について、特別の療養環境に係る病床に係る承認要件を緩和するとともに、承認を受けた法人に対して承認要件を満たすことを明らかにする書類等の提出を毎事業年度義務付けること等の所要の措置を講じた上、その承認は、国税庁長官（改正前：財務大臣）が行うこととされた。

#### (参考)特定医療法人制度

財団又は持分の定めのない社団たる医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたもの（特定医療法人（社会医療法人を除く））については、22%（連結納税制度の場合は23%）の法人税率が適用される。

## 2 税務署所管

### (1) 概要

税務署の法人課税部門は、原則として資本金1億円未満の法人を所管しているが、これを取り巻く環境は、法人数の増加や個々の法人の事業規模の拡大などの量的な面のみならず、経済発展に伴う取引の複雑化、広域化、国際化や、業種・業態の多様化、業務処理のコンピュータ化の進展、連結納税制度の導入など、質的にも大きな変化を遂げている。このような質量両面にわたる変化の中であって、法人税の事務運営は、直面する様々な課題に対応するため、運営体制の見直しを行いつつ、各種事務の合理化・効率化に継続して取り組むとともに、その時々における社会経済情勢を踏まえた的確な運営に努めた。

特に、調査事務においては、法人数の増加が著しいことから、調査のみによる接触によって適正公平な課税の実現及び申告水準の向上を図ることにはおのずと限界があると考えられたことから、調査と指導の一体的運営の一層の推進を図った。一方、限られた事務量で最大限の効果を発揮し、法人数の増加等による事務量の増加に対処するため、電子計算処理システムによる事務処理を推進し、平成6事務年度から一部の局において導入されていた国税総合管理システム（KSKシステム）を平成13年11月から全国展開し、内部事務を中心に合理化、省力化を図った。

#### イ 法人数等の動向

(イ) 法人数

法人数の推移をみると、法人数は増加傾向にあり、平成20事務年度末では296万8千件と平成11事務年度末における281万8千件に比較し約1.1倍に増加した。

法人数の状況

| 事務年度  | 法人数<br>千件 | 事務年度  | 法人数<br>千件 |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 平成11年 | 2,818     | 平成16年 | 2,911     |
| 平成12年 | 2,848     | 平成17年 | 2,939     |
| 平成13年 | 2,871     | 平成18年 | 2,971     |
| 平成14年 | 2,860     | 平成19年 | 2,969     |
| 平成15年 | 2,884     | 平成20年 | 2,968     |

(ロ) 申告実績

申告実績の推移をみると、申告件数は年々増加し、この10年間で約1.1倍（約13万件）の増加となった。また、有所得申告割合（繰越欠損控除後）は平成11事務年度以降、30%台前半の水準で推移してきたが、平成20事務年度には初めて30%台を割り込み、28.9%となった。

申告の状況

| 項目<br>事務年度 | ①申告件数     | ②左のうち有所得<br>申告件数 | ③有所得申告割合<br>(②÷①) |
|------------|-----------|------------------|-------------------|
|            | 件         | 件                | %                 |
| 平成11年      | 2,642,939 | 803,044          | 30.4              |
| 平成12年      | 2,662,396 | 821,261          | 30.8              |
| 平成13年      | 2,677,576 | 820,574          | 30.6              |
| 平成14年      | 2,685,352 | 808,137          | 30.1              |
| 平成15年      | 2,690,028 | 821,475          | 30.5              |
| 平成16年      | 2,704,643 | 844,332          | 31.2              |
| 平成17年      | 2,731,083 | 862,458          | 31.6              |
| 平成18年      | 2,753,269 | 886,025          | 32.2              |
| 平成19年      | 2,768,325 | 887,191          | 32.0              |
| 平成20年      | 2,774,660 | 802,441          | 28.9              |

(注) 平成19年までは、その年の7月1日から翌年6月30日までに申告期限が到来し、申告のあったものを集計し、平成20年はその年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について翌年7月末までに申告のあったものを集計している。

(ハ) 調査実績

調査実績の推移をみると、厳しい定員事情の下、実調件数は平成11事務年度以降、減少傾向にあったが、一層の調査事務量の確保に努めたことなどにより、平成16事務年度以降は増加傾向に転じた。この結果、平成15事務年度（平成15年7月1

日～平成16年6月30日)において3.8%であった実調割合は、平成20事務年度には4.7%となっている。

調査の状況

| 項目<br>事務年度 | ①実調件数   | ②実調割合 | ③不正発見割合 | ④調査1件当たり<br>増差所得 | ⑤不正申告1件<br>当たり不正所得 |
|------------|---------|-------|---------|------------------|--------------------|
|            | 件       | %     | %       | 千円               | 千円                 |
| 平成11年      | 161,419 | 5.6   | 24.8    | 5,358            | 11,413             |
| 平成12年      | 138,543 | 4.8   | 21.6    | 5,893            | 10,681             |
| 平成13年      | 120,950 | 4.1   | 20.8    | 7,180            | 12,675             |
| 平成14年      | 116,707 | 4.0   | 20.8    | 6,141            | 13,834             |
| 平成15年      | 110,325 | 3.8   | 21.0    | 6,601            | 13,672             |
| 平成16年      | 119,662 | 4.1   | 19.9    | 5,892            | 12,834             |
| 平成17年      | 138,625 | 4.7   | 20.2    | 5,538            | 12,494             |
| 平成18年      | 141,919 | 4.8   | 21.8    | 5,809            | 11,865             |
| 平成19年      | 142,835 | 4.8   | 21.9    | 5,444            | 11,767             |
| 平成20年      | 141,557 | 4.7   | 21.6    | 5,428            | 12,074             |

ロ 事務運営体制

(イ) 調査及び指導事務

税務署の法人税の事務運営に当たっては、法人税・源泉所得税・消費税の同時処理・同時調査体制の下において、引き続き法人の実態を的確に把握し、その管理を充実させるとともに、調査と指導の適切な運営に努め、全体の申告水準の向上を図ることとしている。そのため、すべての法人を税務に対する誠実さの程度に応じて区分し、その態様に即して最も適切な調査、指導を行うことを目的に昭和46事務年度(平成46年7月1日～平成47年6月30日)に導入した質的管理体制を法人の管理における基本体制としたが、平成12事務年度からは法人の事業実態等の的確かつ効率的な把握・分析・検証並びに効果的な指導事務及び調査事務の運営を図るため、原則としてすべての法人を過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に基づいた実況区分により管理することを基本体制とした。

また、従来から実施してきた業種別及び地域別の特性に基づいた管理に加え、不特定多数の者を顧客とするためその実態把握が困難な現金収入法人、従来とは異なった取引形態を有する法人等については、特にその業種・業態等を的確に把握し、その実態に応じた管理を適切に行うこととした。更に、平成14年度に導入された連結納税制度を適用した連結グループに対する調査についても、単体法人への調査と同様に調査必要度の高いグループから実施し、調査に当たっては、親法人所管部署と子法人所管部署の緊密な連絡、協調のもと、一体的な調査に努めた。

なお、調査及び指導の方法に社会経済情勢の変化に即応した創意工夫を凝らし、限られた稼働日数を有効に活用する見地から、調査と指導の実施に当たってはその一体的運営に努め、調査による効果が波及し、かつ持続するよう配意し、適正公平な課税の実現と全体の申告水準の向上を図ることとした。

#### A 調査事務

法人税事務運営における調査事務は、適正申告を担保する重要な事務である。

調査事務の実施に当たっては大口・悪質な不正計算等が想定される法人、故意に赤字に仮装していると認められる法人など調査必要度の高い法人に重点を置いた、法人税、源泉所得税及び消費税を通じた深度ある調査を基本とし、関係各課（部門）との連携・協調を図り効果的・効率的な実施に努めている。

更に、限られた調査事務量の下、法人全体の申告水準の一層の維持・向上を図るため、こうした深度ある調査の実施に加え、短時日による調査や書面照会、書面添付制度における意見聴取といった実地調査以外の接触を効果的に組み合わせたメリハリのある事務運営に努めている。

#### B 指導事務

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税道義の高揚と税知識の普及を図り、申告水準の維持、向上に努めた。

##### (A) 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、特に指導を専門に担当する調査官を全国の主要税務署に配置し、①新設法人等に対する個別指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

##### (B) 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

##### (ロ) 内部事務

内部事務においては法人数の増加に加え、法人の事業規模の拡大化により年々その事務量が増加したため、事務の簡素・合理化を図る見地から可能な限り事務のIT

化及びアルバイト化を推進するとともに外部業者への委託、地方公共団体との協調に努めた。

また、平成6事務年度から一部の局において導入されていた国税総合管理システム（KSKシステム）を平成13年11月から全国展開し、すべての税務署においてKSKシステムが導入されたことにより、これらの税務署における内部事務処理の合理化、省力化が図られた。これに伴い、KSKシステムを利用した申告状況及び処理状況等の業務管理資料も一層その精度の向上が図られた。

なお、調査及び指導の分野においてもKSKシステムの活用が図られ、調査及び指導対象の選定等に効果をもたらした。

#### （ハ） 資料情報事務

資料情報事務は調査の効果的な展開と調査内容の充実に有効かつ不可欠であることから、不正計算の端緒資料はもとより、通常取引資料、法人の実態把握に関する情報及び管内の経済動向などに関する資料など幅広い資料情報活動の充実に努めた。

### （2） 税務行政を取り巻く環境の変化への対応

#### イ 経済社会の広域化等に対する調査体制の整備

##### （イ） 経済取引の広域化への対応

経済取引の複雑・広域化に伴い、中小法人においても全国各地に関係法人や支店等を有して広域的に事業活動を行う法人が増加してきている。このため、多店舗を有し、巧妙悪質な不正計算を行っていると想定される法人やグループ内法人との取引を通じて不正計算を行っていると想定される法人、継続的に管理すべき法人のオーナーや実質経営者などに対しては、平成9事務年度から主要税務署に新設した「特別調査情報官」を中心として、関係各部課（部門）及び関係国税局・税務署間の緊密な連携の下に、国税組織をあげての効果的な調査を実施した。

##### （ロ） 経済取引の国際化への対応

近年における経済取引の急激なグローバル化の進展により、中小法人においても海外取引を行う法人や海外に子会社又は支店等を有する法人が増加している。このため、平成3事務年度（平成3年7月1日～平成4年6月30日）から主要な税務署に設置された「国際調査情報官」（現、国際税務専門官）を中核とした海外取引調査体制の整備を図るとともに、海外取引に関する調査手法の開発や、海外取引に係る資料情報の収集・蓄積を通じた海外取引法人の実態把握を行うほか、貿易実務や海外取引調査等に関する研修を実施するなどして職員の海外取引調査に関する知識及び調査能力の向上に努めている。また、海外取引法人の調査に当たっては、租税条約に基づく各国税務当局との情報交換や調査担当者の海外派遣等を積極的に実施することにより、効果的な調査展開を図っている。

また、租税条約に基づく情報交換制度を積極的に活用して、外国の税務当局から

情報の提供を受けたほか、長期海外出張者を活用した情報収集など海外からの情報収集に努めた。

(ハ) 中小法人の高度情報化への対応

社会経済の高度情報化により、中小法人においても業務処理のコンピュータ化、電子商取引の拡大、帳簿書類の電子データ保存など高度情報化が広範に進展しており、これらに対応するため、平成8事務年度から主要税務署に新設した「機械化調査情報官」（現、情報技術専門官）を中軸に、効率的な調査手法の開発及びその職員全体への普及に努めるなどして、調査の充実を図った。

また、平成10年度に導入された電子帳簿保存制度については、その適正かつ円滑な執行に努めた。

ロ 無所得申告法人への対応

無所得申告法人については、故意に赤字に仮装していると認められる法人のほか、消費税、源泉所得税の観点から問題があると認められるものについても積極的に調査を行い、全体の申告水準の向上を図った。

無所得法人の調査状況

| 項目<br>事務年度 | ①実調件数  | ②実調割合 | ③不正発見割合 | ④調査1件当たり<br>増差所得 | ⑤不正申告1件<br>当たり不正所得 |
|------------|--------|-------|---------|------------------|--------------------|
|            | 件      | %     | %       | 千円               | 千円                 |
| 平成11年      | 56,921 | 3.1   | 26.0    | 6,085            | 12,061             |
| 平成12年      | 46,788 | 2.6   | 23.3    | 7,452            | 9,074              |
| 平成13年      | 39,472 | 2.2   | 22.1    | 10,392           | 12,090             |
| 平成14年      | 37,364 | 2.0   | 23.9    | 6,991            | 12,430             |
| 平成15年      | 33,065 | 1.8   | 24.5    | 8,047            | 12,774             |
| 平成16年      | 34,549 | 1.9   | 24.0    | 7,963            | 13,021             |
| 平成17年      | 41,742 | 2.3   | 23.8    | 7,587            | 14,386             |
| 平成18年      | 43,777 | 2.4   | 25.3    | 8,755            | 13,991             |
| 平成19年      | 45,719 | 2.5   | 24.6    | 7,408            | 13,731             |
| 平成20年      | 48,772 | 2.6   | 24.5    | 6,998            | 12,458             |

ハ 稼働無申告法人への対応

事業を行っているにもかかわらず、申告を行っていない法人は、国民の公平感を著しく損なうものである。このため、こうした稼働無申告法人に対しては、効果的な資料情報を収集するとともに、指導や調査の重点的な実施に努めた。

ニ 公益法人等への対応

公益法人等に対しては、各種資料情報の収集に努めるとともに、非収益事業を含め

た法人全体の事業実態を的確に把握するための書面照会を計画的に実施するなど納税義務等のある法人を的確に把握し、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなどにより、源泉所得税の面も含め、その課税の適正化に努めた。

また、公益法人等の損益計算書又は収支計算書の提出制度については、公益法人等の課税の適正化の観点から創設されたことを踏まえ、制度の趣旨に沿った円滑な執行に努めた。

#### 公益法人の調査状況

| 項目<br>事務年度 | ①実調件数 | ②実調割合 | ③不正発見割合 | ④調査1件当たり<br>増差所得 | ⑤不正申告1件<br>当たり不正所得 |
|------------|-------|-------|---------|------------------|--------------------|
|            | 件     | %     | %       | 千円               | 千円                 |
| 平成11年      | 1,122 | 4.6   | 8.7     | 13,175           | 19,313             |
| 平成12年      | 1,175 | 4.5   | 7.3     | 13,939           | 16,273             |
| 平成13年      | 1,168 | 4.3   | 7.2     | 124,117          | 84,780             |
| 平成14年      | 1,481 | 5.3   | 7.2     | 15,522           | 24,507             |
| 平成15年      | 1,414 | 4.9   | 6.2     | 27,046           | 13,696             |
| 平成16年      | 1,320 | 4.4   | 5.5     | 14,077           | 32,461             |
| 平成17年      | 1,390 | 4.4   | 5.7     | 16,009           | 10,650             |
| 平成18年      | 1,352 | 4.2   | 5.2     | 27,500           | 27,347             |
| 平成19年      | 1,263 | 3.8   | 4.7     | 18,266           | 18,099             |
| 平成20年      | 1,308 | 4.0   | 5.3     | 12,493           | 49,073             |

(注)調査部所管法人分を含む。

#### ホ 認定NPO法人制度の執行

平成13年10月1日から認定NPO法人制度が施行されたことを受けて、国税庁では、国税庁及び各国税局（所）の法人課税課に審査企画係を設置し、認定等に係る審査を行っている。

また、制度の周知を図り、申請手続の円滑化に資するため、各国税局（所）に認定NPO法人制度の相談窓口を設け、申請に関する事前相談を行うとともに、税制改正に関するパンフレットや申請手続等について説明した「認定NPO法人制度の手引」の作成・配布、都道府県等の所轄庁等が主催する説明会への講師派遣を行っている。

なお、平成21年6月30日現在において認定の有効期間内にある認定NPO法人は、93法人となっている。

#### ヘ 特定医療法人制度の執行

平成15年度税制改正により、特定医療法人に係る承認は、国税庁長官が行うこととさ

れたことから、国税庁及び各国税局（所）の法人課税課において、承認等に係る審査を行っている。

なお、平成21年6月30日現在において、特定医療法人は392法人となっている。

### 3 調査査察部所管

#### (1) 概要

##### イ 調査課所掌事務の概要

調査課（国税庁調査査察部調査課、東京国税局調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局調査部、その他の各国税局調査査察部における調査担当並びに沖縄国税事務所調査課をいう。以下この節において同じ。）においては、原則として資本金1億円以上の内国法人と外国法人の法人税・消費税及び国・都道府県の特別会計やその他の公共法人に係る消費税の調査事務を所掌している。

調査課において所管する法人は、各業界・地域をリードする法人が中心となっており、法人数は3万3,729法人（平成21年6月30日現在）と全法人の1.1%であるが、法人申告税額は、5兆8,790億円（平成20年4月1日～平成21年3月31日）となっており、全法人の約60%を占めるなど、我が国経済に占めるウェイトは大きい。

##### ロ 執行体制

最近10年間で、執行体制は、次のように拡充されてきた。

平成12事務年度には、複雑な国際的租税回避スキーム及び移転価格税制に対応するために、東京国税局調査第一部調査審理課に国際調査審理官を新設し、同調査第一部国際情報課に国際情報審理官を新設した。

平成15事務年度には、国際化、高度情報化への対応能力及び審理面における能力の育成を専断的に行う実務指導専門官を、東京国税局及び大阪国税局の調査第一部調査管理課に設置し、職員研修を通じた職員の能力向上策に従事させている。また、経済・社会の構造変化に対応できる体制を整備するため、東京国税局及び大阪国税局の調査第一部資料総括課を廃止し、広域連携調査の企画・立案及び企業グループの管理を担当する広域情報管理課を新設し、平成18事務年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）には、名古屋国税局調査部にも新設した。

平成17事務年度においては、事前確認の申出件数の増加に的確に対応するため、東京国税局調査第一部に事前確認審査事務を担当する国際情報第二課を新設した。

また、平成19事務年度においては、移転価格税制の執行体制の整備、大規模法人の調査の充実等を図るため、大幅な増員（81名）が認められた。

更に、平成20事務年度においては、大阪国税局調査第一部に事前確認審査事務を担当する国際情報第二課を新設し、事前確認の申出件数の増加に的確に対応するための体制を整備した。



また、東京国税局においては、平成19事務年度から複雑な課税問題に対処するため、法務・金融の専門家を任期付職員（国際税務専門官）として採用している。

## （２）大規模法人調査への取組

税務を取り巻く環境が変化する中であって、とりわけ大法人においては、企業活動の広域化、国際化、高度情報化が著しく進展しているところである。

このため、調査課においては、経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や有効な資料情報の収集・活用に努め、調査必要度に応じた調査事案の的確な選定を行うとともに、調査の早い段階からの積極的な調査審理や部次長等幹部の関与による調査展開に応じた的確な事案の進行管理を行うなど、一層効果的・効率的な事務運営の実施に努めている。

このような中、平成11事務年度以降、調査課の重点施策として、下記の事項に取り組み実施してきた。

- ・ 先端分野（国際化、高度情報化）及び広域化への対応（平成11事務年度～）

経済社会の広域化、国際化及び高度情報化の進展に的確に対応するため、取引・事業実態の的確な把握に努め、効果的・効率的な納税者管理を行うとともに、有効な調査手法を開発し調査の充実に努めた。

- ・ 審理の充実（平成13事務年度～17事務年度）

調査等に係る課税処理の的確性・統一性を確保するため、調査審理については、東京国税局の国際調査審理官等を各国税局（所）の相談窓口として、関係者が密接な情報交換を行い、厳正な審理に努めてきた。また、納税者利便を確保するため、文書回答をはじめとする事前照会については、課税部審理課（審理官）と必要に応じ適時・適切に協議を行いつつ、的確に対応することに努めた。

- ・ 連結納税制度、連結グループへの対応（平成15事務年度～18事務年度）

連結グループに対する調査については、単体法人との区分なく所管法人全体をみて調査必要度の高い法人から実施することを基本とし、調査効率を高めるため、同一グループの連結法人の部門への集約や試行的に連結専担部門又は班を設置するなどにより効率的な連結調査体制の構築に努めた。

- ・ 組織的・戦略的な調査の推進（平成16事務年度～19事務年度）

組織横断的に取り組むべき事案や中長期的な観点から取り組む必要があると認められる事案については、組織力を最大限に生かした取組を推進するため、課税部、徴収部との連携を強化し、課税戦略会議等の積極的な開催により、活発な情報交換を行い、緊密な連携・協調体制による組織横断的調査の実施に努めた。

- ・ 国際的租税回避行為への対応、移転価格調査の充実（平成18事務年度～19事務年度）

国際的租税回避には、様々な事業体や新たな金融手法を用いた複雑な仕組みが使われていることから、国外送受金等に係る資料の収集・活用や租税条約に基づく情報交換の積極的な実施によりその実態解明に努めた。

また、移転価格調査については、国外関連取引に関する情報の効果的な収集・分析を行うとともに、地方局や都市局一般部門など移転価格専担部署以外においても問題事案の把握に努めた。

- ・ 調査課事務運営全般にわたる検証及び更なる充実策の検討・実施（平成20事務年度）

適正・公平な課税の実現のため、特に移転価格課税を含めた国際課税事案への的確な取組、「調査部らしい調査」の効果的・効率的な実施、審理担当部局の困難事案等への早期関与及び連携のあり方について、これまでの調査課事務運営を検証し、必要に応じ事務運営を見直すことにより、調査課事務運営の更なる効果的・効率的な実施に努めた。

#### イ 広域化

平成11事務年度以降、企業のグループ経営の進展、連結納税制度の導入の予想を踏まえ、企業グループについては、基幹法人を中心とした広域的な対応がより一層重要になってきたことから、広域化への対応を重点施策として取り組んできた。

主な取組としては、社会経済の広域化、複雑化に的確に対応し、組織力を最大限に活用した広域的・事務系統横断的調査の推進を図り、調査の過程において不正取引等を把握するため、課税部との連携調査が必要な場合には、適時・適切な連携調査を実施し、組織横断的な取組に努めることとした。

このような、組織的に取り組むべき事案、単年度の調査では法人取引の実態把握・解明が困難な事案など、中長期的な観点で取り組む必要があると認められる事案については、資料情報等の収集・分析を継続的に行った上で調査を実施した。

また、全国的に事業展開している企業グループに的確に対応していくためには、所管法人のみならず、資本系列を含めた企業グループに対し組織一体的な調査を行う必要があるため、平成16事務年度からは、組織的・戦略的調査の推進を重点施策として、全国の調査部が一体となり、関係部署との緊密な連絡・協調の下で、全国規模の広域連携調査を実施するなど、効果的・効率的な調査の実施に努めた。

平成17事務年度からは、企業グループに対する調査の充実策の一環として、同族系企業グループへの一体的な調査を重点施策とし、課税部との緊密な連携・協調の下、調査の必要性の高い同族会社あるいはオーナー色の強い企業グループを中心に、オーナー個人に対する所得税調査等も視野に入れた、組織横断的な調査を実施している。

平成20事務年度においては、組織横断的な連携をより一層効果的・効率的に実施する観点から、これまでの連携調査についてその有効性を分析し、連携体制の見直しを図り、他部課における効果にも配慮した連携調査を実施した。

#### ロ 連結法人

平成14年度の税制改正により連結納税制度が導入され、平成15事務年度から連結調査を実施することとなったため、平成15事務年度においては、連結調査への的確な執

行の確保を目的として、効果的・効率的な納税者管理と調査等の実施に努めることを重点施策とした。連結調査に当たっては、単体法人への調査と同様に調査必要度の高い連結グループを選定し、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調のもと一体的な調査に努めている。

なお、効果的・効率的な連結調査実施の観点から、平成15事務年度以降、KSKシステムを補完するOAシステムの開発・改訂を行うなどにより、発議事務をはじめとした連結事務の省力化を図るとともに、平成17事務年度には、連結グループを構成する親法人及び子法人の所管を統一し、局署間の連絡調整事務の省力化を図っている。

#### ハ 高度情報化

企業の業務処理のシステムが、会計処理に加え、購買・在庫管理等の基幹業務にも導入されるとともに企業間における電子商取引が拡大するなど、高度情報化が進展している。

このような、企業の高度情報化の進展に的確に対応するため、平成3事務年度に東京国税局、平成8事務年度に大阪国税局、平成11事務年度に名古屋国税局に調査開発課を設置し、コンピュータ会計に関する調査手法の開発等に取り組んだ。昭和52年から設置している情報技術専門官(平成12事務年度までは機械化調査専門官)についても、平成10事務年度(平成10年7月1日～平成11年6月30日)の43名から11名増員し、平成20年7月現在東京国税局等11国税局に54名を配置するなど、企業の情報処理システムを効果的・効率的に活用した調査を実施し、職員全体への調査手法の普及に努め、調査の充実を図った。

また、平成10事務年度に高度情報化に対応した研修の体系化を図り、平成10事務年度からコンピュータを利用した調査法に関する研修、平成12事務年度から企業のシステム監査手法に関する研修、平成13事務年度からデータベースの解析方法等に関する研修を実施するなど、高度情報化に対応したIT調査力の全体的な底上げや情報技術全般に精通した専門家の育成に努めた。また、平成20事務年度においては、更に調査実務に有効なものとなるよう研修の内容等について見直しを実施した。

企業におけるペーパーレス化、帳簿書類の電子化の進展を背景に、平成10年7月に施行された電子帳簿保存法については、適用法人における調査の際に、保存要件の遵守状況を的確に確認するなどその適正かつ円滑な執行に努めた。

また、平成17年4月に一定の要件の下、国税関係書類のスキヤナ保存が認められたが、これらの法人を調査する際には、法令要件の遵守状況について実地審査を行い、問題が把握された場合には、速やかに是正するよう指導を行った。電子帳簿保存法適用法人数は年々増加し、平成20年7月現在累計で約5,800法人(所管法人に占める割合は16.4%)となっている。

#### ニ 審理の充実

納税者からの税務上の取扱いに関する照会については、原則として当該納税者を所

掌する調査担当部門において対応することとしているが、必要に応じ、審理部署と協議することにより、的確に回答した。

平成14年6月に納税者からの事前照会に対する文書回答制度が導入されたことに伴い、調査課所管法人からの事前照会については、審理部署が窓口となって課税部審理課と協議を行うことでの的確に対応した。

これとともに、平成14年度税制改正により連結納税制度が新たに創設されたことに伴い、多数の事前照会が寄せられ、その内容も多岐にわたるものであったため、審理部署に専担者をおいて、的確に対応した。

一方、調査審理については、東京国税局の国際調査審理官等を各国税局（所）の相談窓口として、関係者が密接な情報交換を行い、厳正な審理に努めてきた。

これに加え、平成19事務年度においては、審理部署が調査の早い段階から事案に積極的に関与し、適正かつ迅速な課税処理の実現に努めることとした。

更に、平成20事務年度においては、①判例・裁決等を踏まえての調査審理の実施や②納税者の主張を踏まえた論点整理を的確に行うことにより課税要件充足の可否を検討し、さらなる適正公平な課税の実現に努めた。また、移転価格事案の処理については、審理部署が積極的にその課税の適否を検討するとともに、その体制の強化も図った。

## ホ 国際化

### (イ) 国際的租税回避等への対応

企業や個人の国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避の問題が顕在化した。課税上問題があると認められる事案に対しては、綿密な税務調査を行い、事実関係の把握と証拠資料の収集に努めるとともに、調査の初期の段階から調査審理部署や訟務部門との密接な連携を図りつつ厳正に対処することとしている。また、現行法令の下では対応困難な租税回避スキームについては、事例を集積し、その内容を整理・分析しつつ担当部局に対して制度の整備を求めるなど、税制改正の実現へ向けて取り組んだ。

なお、海外取引調査事案については、必要に応じて国際税務専門官が調査担当班に同行し、調査支援・指導を行うこと等により、その充実を図っている。特に地方局の海外取引事案については、地方局が自局の国際税務専門官を最大限活用するとともに、複雑・困難な事案に関しては、都市局（東京・大阪国税局）が専門官等の派遣や理論的支援を実施し、その調査ノウハウを伝播することにより、調査の充実を図った。

### A 調査体制の充実

調査体制については、国際的な課税問題に的確に対応するため、複雑な海外取引に係る調査の指導及び高度な調査技法の開発等を行う主任国際税務専門官を平

成18事務年度に東京国税局に増設し、国際税務専門官を増員するなど、調査体制の充実・強化を行った。また近年、所管する外国法人数が急増し（平成11年度3,114社、平成18年度5,997社）、大型課税事案も増加したことから、外国法人が集中している東京国税局を中心に調査体制の充実を図ってきた。東京国税局では平成10事務年度に外国法人調査担当部門（2部門）を調査第二部から調査第一部に移管したが、その後、平成14事務年度に3部門体制、平成20事務年度に4部門体制とし、平成15事務年度には外国法人調査担当の特別国税調査官を設置した。

## B 執行上の取組

平成15事務年度以降、国際的な租税回避スキームに対しては、課税部国際化対応プロジェクトチーム等との連携の下、国外送金等調書や租税条約届出書等の様々な資料情報の収集・分析等を通じてその取引の把握と実態解明に取り組んでいる。

また、平成14事務年度から18事務年度には、今後の課税の適否の判断基準となる可能性がある先端的な事案について、国税庁調査課、審理室、東京国税局調査第一部との連携に税務大学校研究部が加わり、課税手法及び法律上の問題点などの研究を実施した。

更に、近年国際的な課税問題の裾野が、大企業や多数の海外子会社を有する法人のみならず、個人富裕層にも広がってきていることから、課税部との連携の下、全税目的な観点から調査を実施するとともに、平成17事務年度以降には、東京国税局において投資ファンドの実態解明にも取り組んでいる。

平成20事務年度においては、複雑化する企業の国際的な取引に対応していくため、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、適用法令の選択も含めた多角的な視野から幅広く課税上の問題点を検討している。

なお、各国税局（所）の外国法人調査部門等においては、潜在的納税者の把握のための情報収集を行うとともに、外資系金融機関が行うグローバル・トレーディングや外資系法人の不良債権買取回収事業等の実態解明に努めた。

## (ロ) 移転価格税制の執行

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化・高度化している。こうした経済情勢等の変化に対応し、適正・公平な課税を実現するとの観点から、移転価格税制的確な執行に努めている。

## A 執行方針等の明確化

平成11年10月の事前確認手続に係る事務運営指針の発遣・公表、また、平成12年9月の法令解釈通達の全面改正以降、ほぼ毎年、移転価格税制に関する通達の改正を行い、執行方針や適用基準の明確化を図っている。平成19年6月には、平成19年度税制改正に関する政府税制調査会答申等を受け、納税者の予測可能性を

高めるために、事務運営指針において無形資産取引等の取扱いを明確化するとともに、一定の前提条件の下での移転価格税制適用上の取扱いを示した参考事例集を新たに作成し、意見公募手続（パブリックコメント）を経て公表した。また、平成20年10月にも、事務運営指針の改正を行い、役務提供取引や価格調整金などの取扱いの明確化を図った。

#### B 調査体制の充実等

移転価格調査の充実を図るため、平成11事務年度に移転価格担当特別国税調査官を東京国税局に設置し、平成15事務年度に1名増設するとともに大阪国税局にも設置した。また、複雑化・困難化している移転価格事案を的確・迅速に処理するために、国際情報審理官を東京国税局に平成12事務年度に新設、その後増設し、平成19事務年度には大阪国税局にもこれを新設した。更に、国際税務専門官の増員により、調査体制の充実・強化を図るとともに、平成20事務年度においては、移転価格税制の一層の適正かつ円滑な執行を図ることを目的として、事務運営の見直しを行い、移転価格課税事案について審理部局や相互協議部局とともに組織的な検討を行うこととするなど、検討体制の充実を図った。

#### C 事前確認

事前確認については、国際取引の増加を反映して増加基調にあり、平成11事務年度に26件であった申出件数は平成20事務年度には111件と4倍以上増加している。申出件数の増加及び審査内容の複雑化に的確に対応するため、納税者が事前確認の申出をする前に国税当局が相談を受ける事前相談について、各国税局（所）に事前相談窓口を設けるなど事前確認の利用環境を整備するとともに、事前確認審査を担当する国際情報第二課を平成17事務年度において東京国税局に、平成20事務年度において大阪国税局に設置し、審査担当者数を大幅に増員するなど、事前確認手続の迅速化を図っている。更に事前確認事案の処理促進のため、事前確認審査部局及び相互協議部局間の緊密な連携を図っている。

#### (ハ) 租税条約に基づく情報交換

海外取引調査は、取引先が国外に所在しているために通常の国内取引調査に比べて取引の実態把握・解明が困難な状況にあることから、租税条約に基づく外国税務当局との情報交換を効果的に活用するなどして、国外に所在する取引先に関する情報の入手に努め、深度ある調査を実施した。なお、情報交換の活用効果を高めるため、必要に応じてJITSIC（国際タックスシェルター情報申告センター）や相手国への調査官派遣の活用を行った。

また、外国税務当局に対する自発的情報提供についても積極的に行った。

#### (3) 適格退職年金契約の承認事務

##### イ 承認事務の所掌

適格退職年金契約の承認事務は、昭和40年度の税制改正により、大蔵大臣から国税

庁長官に権限が移管され、現在、調査課においてその事務を所掌している。

適格退職年金制度は、事業主が信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社又は全国共済農業共同組合連合会（以下この節において「受託機関」という。）と締結した退職年金契約について、国税庁長官の承認を受けた場合に課税上の特例が認められるものである。

本制度は、受給者の保護を目的とした確定給付企業年金法が施行されたことに伴い、平成14年度の税制改正により廃止され、法人成りの者が締結するなど一部の新規契約を除き、新規の退職年金契約に対して適格退職年金契約としての承認をすることができないこととされた。

なお、現存する適格退職年金契約については、平成24年3月31日までに限り存続することが認められている。

#### ロ 承認状況

平成21年3月31日現在までの適格退職年金契約の承認件数は、次の表のとおり20万2,383件に達している。このうち、信託契約は2万2,128件、保険契約は17万8,367件、共済契約は1,888件である。

また、平成21年3月31日現在において、適格退職年金契約の加入者（従業員）は349万人、退職金原資として積み立てられた金額は8兆1,319億円になっている。

適格退職年金契約年度別承認件数

| 年 度   | 件 数     | 年 度 | 件 数     |
|-------|---------|-----|---------|
| 昭和平成  |         | 平成  |         |
| 37～10 | 195,702 | 16  | 349     |
| 11    | 1,611   | 17  | 338     |
| 12    | 1,466   | 18  | 377     |
| 13    | 1,072   | 19  | 181     |
| 14    | 629     | 20  | 161     |
| 15    | 497     | 合 計 | 202,383 |

#### ハ みなし承認制度

国税庁は、受託機関が行う適格退職年金契約の承認の申請について、個別にその内容を審査した上、適格と認められるものについてその承認を与えることとしているが、適格要件を満たすことについてあらかじめ国税庁長官の認定を受けた定型的な契約書によるものについては、届出書の提出をもって承認があったものとみなす「みなし承認制度」が設けられており、現在ではそのほとんどがこの定型的な契約書による届出となっている。

## 第5節 相続税及び贈与税

### 1 概要

この概要では、税制、事務の変遷等について述べるが、事務の変遷等については、譲渡所得、山林所得等を含めた資産税事務全体の流れから説明する（譲渡所得、山林所得の税制の変遷については第2節の5で記述）。

#### (1) 概説

平成11年以降の相続税についてみると、地価動向の影響等により、課税割合（死亡者数に占める相続税の課税対象となった被相続人の数の割合）は低下した。また、贈与税については、税制改正等の影響により課税人員及び取得財産価額は増減があったが、社会経済情勢を反映し、減少傾向にある。

#### (2) 制度の変遷

##### イ 相続税

平成12年には、経済のグローバル化・ボーダレス化等に伴い、国境を超えた「人」や「財産」の移動が活発化している中で、日本国外への資産移転による租税回避行為を防止するための対応として、相続若しくは遺贈又は贈与により日本国外にある財産を取得した個人でその財産を取得したときにおいて日本国内に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者（その者又は被相続人若しくは贈与者がその相続の開始又は贈与前5年以内に国内に住所を有したことがある場合に限り。）は、相続税又は贈与税を納める義務があるものとされた。

平成13年には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用対象面積について、相続人の事業や居住の継続の円滑化に配慮する観点から、特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等の適用対象面積が400㎡まで、特定居住用宅地等の適用対象面積が240㎡まで拡充された。

平成14年には、一定の非上場株式等について事業の承継の観点からの軽減措置として、相続税の課税価格に算入すべき価額は、評価額に100分の90を乗じて計算した金額とするとともに、森林施業の継続性を支援する観点から一定の森林施業計画の対象山林について相続税の課税価格に算入すべき価額は、評価額に100分の95を乗じて計算した金額とする特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例が創設された。

平成15年には、税率構造の見直しが行われ、税率適用区分の刻み数を9段階から6段階へ削減するとともに、最高税率が70%から50%に引き下げられた。

また、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請などを踏まえて、将来において相続関係に入る一定の親子間におけ



る贈与による資産の移転の円滑化を目的として、相続時精算課税制度が創設された。これは、65歳以上の親から贈与により財産を取得した20歳以上の子が、相続時精算課税制度を選択することにより、贈与時に、贈与財産に対する贈与税（特別控除額：累積で2,500万円、税率：一律20%）を納付し、相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から既に納付した贈与税額相当額を控除した額をもって納付すべき相続税額とするものである。

特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例については、適用要件が緩和されるとともに、特例の対象となる特定事業用資産に相続時精算課税制度の適用を受ける一定の贈与財産が追加された。

平成18年には、政府税制調査会の累次の答申において申告書の公示制度について「第三者の監視による牽制的効果の発揮を目的として設けられたが、所期の目的外に利用されている面がある、犯罪や嫌がらせの誘発の原因となっている等、種々の指摘がなされている。また、これに加え、個人情報保護法の施行を契機に、国の行政機関が保有する情報について一層適正な取扱いが求められている。」との指摘がなされ、こうした状況を踏まえて、公示制度が廃止された。

また、物納制度について、制度に対する信頼性の確保や物納手続の円滑化・明確化等の観点から、物納の申請から許可・却下までの標準的な処理期間や物納不適格財産の内容を法令上明記すること等を内容とする改正が行われ、延納制度についても物納制度の改正に準じた改正が行われた。

平成19年には、信託法の改正に伴い、信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化に伴う改正が行われた。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例については、郵政民営化法の施行に伴い、一定の措置を講じた上で特例の対象から「国の事業の用に供される宅地等」が除外された。

平成20年には、公益法人制度改革に伴い所要の改正が行われた。

平成21年には、中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度が創設され、これに伴い、特定（受贈）同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例が平成21年3月31日をもって廃止された。

また、農地法等の改正に伴い、農地等の納税猶予の適用を受ける農地等について、一定の貸付けを行った場合であっても引き続き適用があるとされた。

## ロ 贈与税

平成13年には、昭和50年以来その水準が据え置かれていた基礎控除について、昭和50年からの物価上昇の水準、若年・中年世代への早期の財産移転の促進を通じ経済社会の活性化等の観点から、110万円に引き上げられた。

平成15年には、税率構造の見直しが行われ、税率適用区分の刻み数を13段階から6段

階へ削減するとともに、最高税率が70%から50%に引き下げられた。

相続時精算課税制度の創設とともに、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例が創設された。

また、住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例（暦年課税制度）については、平成17年分までの贈与について適用する経過措置を講じた上で廃止された。

贈与税の更正、決定等の期間制限については、申告書の提出期限等から6年（改正前：3年又は5年）を経過する日までとされた。

平成18年には、申告書の公示制度が廃止された。

平成19年には、早期の計画的な事業承継を促進する観点から、特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例が創設された。

平成21年には、生前贈与による事業の承継を支援する観点から非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度が創設された。また、平成19年に創設された特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例が廃止された。

### （3） 事務運営の変遷等

相続税・贈与税、譲渡・山林所得等の資産税の事務運営は、基本的には、課税対象が臨時的・偶発的事実に基づいているものが大部分であることから、第1には、局署が一体となってこれら変動する課税対象を常に的確に把握し、関係する各税事務の間で均衡のとれた運営を行うこと、第2には、その納税者の多くが税法に関する知識が十分でない上に、税務署との接触の機会が少ないことにかんがみ、関係法令等の内容の周知と納税相談の充実に努め、適正な申告をしていないと認められる納税者に対しては、的確な調査を行って適正・公平な課税を確保することを目的としている。

平成13年11月のKSK（国税総合管理）システムの全国拡大に併せて、財産評価、譲渡所得、山林所得、相続税及び贈与税の各システムを導入し、事案管理のシステム化、過去の課税実績や他税目情報の有効利用等を通じて、事務の効率化・高度化に努めている。

## 2 申告の状況

### （1） 相続税

相続税の申告状況は、平成11年分では、相続税額がある申告書の提出に係る被相続人数は5万人、当該被相続人に係る相続人数は14万人、課税価格は13兆2,464億円、納付税額は1兆6,843億円であった。その後、地価動向の影響等により被相続人数等に増減があった。平成19年分では、被相続人数は5万人、当該被相続人に係る相続人数は12万人、課税価格は10兆6,220億円、納付税額は1兆2,635億円となった。

### （2） 贈与税

贈与税の課税状況は、平成11年分では、課税人員が45万人、取得財産価額は1兆2,942億円、納付税額が1,143億円であったが、平成13年に基礎控除を60万円から110万円に引

き上げる改正が行われ、課税人員が減少したが、平成15年には、相続時精算課税が導入されたこともあり、課税人員が増加に転じた。平成19年分では、課税人員は36万人、取得財産価額は2兆538億円、納付税額は1,074億円となった。

このうち、平成15年に導入された相続時精算課税については、平成19年分では、課税人員は4千人、取得財産価額は1兆1,878億円、納付税額は274億円となっている。

### 3 調査と指導の状況

#### (1) 相続税

##### イ 課税資料の確保

相続税の課税資料の収集は、課税対象者とその相続財産の把握とを目的とするものであるが、課税対象者については相続税法第58条に基づく通知書により把握することができることから、相続財産の把握と課税内容の充実に関する資料の確保に努めている。

##### ロ 申告指導

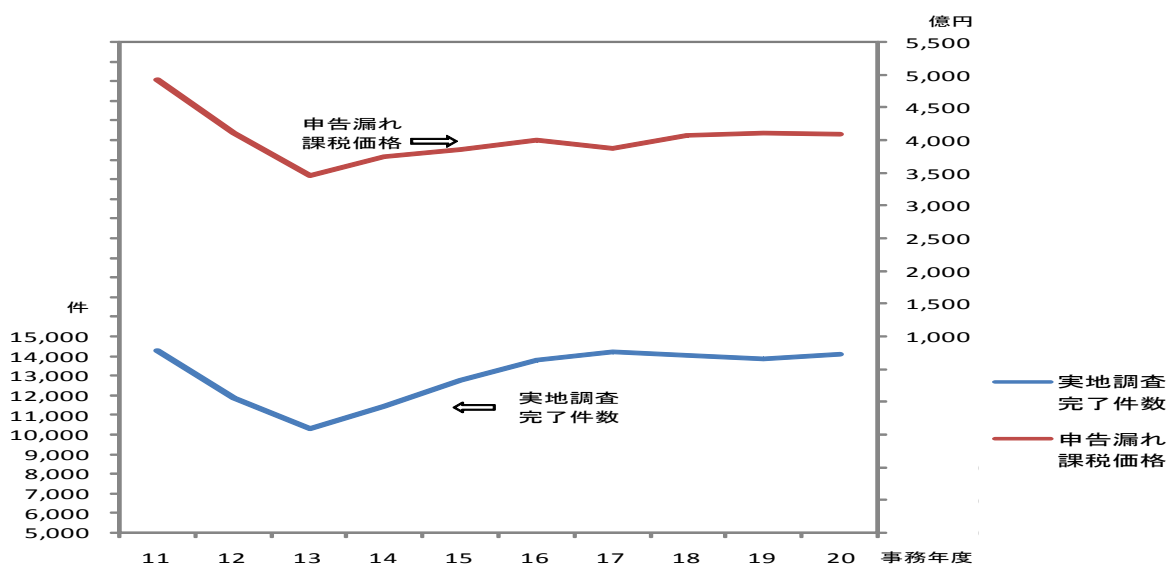
相続はその発生が臨時・偶発的であり、納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。このため、リーフレット等の配布を行い、相続税法の周知に努めている。

##### ハ 調査の状況

相続税の調査は、高額・悪質と認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点をおいて実施している。

なお、相続税の実地調査事績の推移は次の図のとおりである。

相続税の実地調査状況



#### (2) 贈与税

贈与税の調査は、高額・悪質と認められるものを中心に実施しており、贈与税単独での

調査に加えて、相続税あるいは譲渡所得の調査時においても、贈与課税の有無・適否について検討している。

#### 4 財産評価

##### (1) 財産評価の基本的考え方

相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、相続税法に「財産の取得の時ににおける時価」によることと規定されているが、相続税等の課税の対象となる財産は多種多様であり、これら各種の財産の時価を把握することは必ずしも容易ではないことから、国税庁長官は財産評価基本通達に各種財産の評価方法を具体的に定め、内部的な取扱いを統一するとともに、これを公開し、納税者の申告・納税の便に供している。

したがって、財産評価事務は、財産の評価が相続税及び贈与税の課税価格に直接影響するものであることから、相続税及び贈与税事務において、きわめて重要なものである。

##### (2) 相続税及び贈与税における財産評価の変遷

平成11年以降の相続税及び贈与税における財産評価方法に関する主要な改正は、おおむね次のとおりである。

###### イ 土地の評価方法の改正（平成11年）

市街地農地等の評価単位を見直すとともに、不整形地、無道路地及び私道の用に供されている宅地の評価について、減額割合を見直すなどの改正を行った。

###### ロ 取引相場のない株式の評価方法の改正（平成12年）

「平成12年度の税制改正に関する答申（平成11年12月政府税制調査会）」に基づき、経済社会の変化に応じて、より実態に即した適正な評価を行うため、以下の改正を行った。

(イ) 類似業種比準方式による評価方法について、各比準要素のうち利益金額に比重をおいた方法とするとともに、中会社及び小会社について評価の安全性のしんしゃくとして乗ずる率を引き下げた。

(ロ) 取引相場のない株式を評価する際の会社規模区分における小会社の従業員数基準及び総資産価額基準を見直した。

###### ハ 商法改正に伴う取引相場のない株式の評価方法の改正（平成15年）

商法改正により、単元株制度が創設されるとともに、株式の多様化が図られたことから、株主の「持株割合」ではなく「議決権割合」によって同族株主以外の株主等が取得した株式であるかどうかを判定することとした。

###### ニ 幼齢立木の評価方法の改正（平成16年）

標準伐期に達しない幼齢立木の評価方法について、樹齢1年目の標準価額を見直すとともに、その価額を基礎として評価を行う年数を延長するなどの改正を行った。

###### ホ 奥行価格補正率等の画地調整率の改正（平成18年）

路線価方式により評価する場合の奥行価格補正率、側方路線影響加算率、二方路線影響加算率及び間口狭小補正率等を見直した。

へ 営業権の評価方法の改正（平成20年）

営業権の価額を評価する際の算式について、「企業者報酬の額」を見直すとともに、「総資産価額に乗じる利率」を基準年利率から総資産利益率を基とした一定率（5%）とするなどの改正を行った。

（3） 相続税財産評価と他の公的土地評価との関係

相続税財産評価、固定資産税評価及び地価公示の関係は、国税と地方税当局等の中で、情報交換を行うなど相互の連絡を密にし、評価の適正化・均衡化を図ってきたが、昭和60年ころ都心から始まった地価の急激な高騰は、土地の資産としての有利性を助長し、公的土地評価の均衡化の観点からも大きな問題となったことから、各方面から公的土地評価の一層の適正化・均衡化を求められることとなった（土地基本法（平成元年12月22日法第84号）・総合土地政策推進要綱（平成3年1月25日閣議決定）・土地税制のあり方についての基本答申（平成2年10月30日政府税制調査会））。

これを受け、相続税評価額においては平成4年分より地価公示価格の8割程度を目途に、また、固定資産税評価額においても、平成6基準年度より地価公示価格の7割程度を目途にそれぞれ評価することとし、これにより評価の適正化・均衡化を図ることとした。

（4） 適正かつ効率的な路線価等の作成への取組

相続税の土地の評価に用いる路線価等については、評価中心署への評価事務の集中化を進めるとともに、評価中心署に評価事務の責任者として、不動産鑑定理論等の高度な知識を有する評価専門官を配置することや不動産鑑定士による鑑定評価を用いることにより、適正かつ効率的な作成に努めている。

なお、路線価図等については、納税者等の申告・納税の便に供するため、平成13年より、国税庁ホームページに掲載し、インターネットで公開している。

## 第6節 酒税

### 1 概要

（1） 酒税の特色

酒税は、酒類の消費の背後にある担税力に着目して酒類に対して課される税であり、個別消費税の一つとして間接税に分類される。

酒税の課税制度の特色としては、（イ）移出課税制度、（ロ）従量税制度、（ハ）申告納税制度、（ニ）分類差等課税制度の4点が挙げられる。

また、「酒税法」（昭和28年法律第6号）には、他の税法には見ることのできない特色の一つとして、酒類等の製造及び酒類販売業について免許制度を採用している。

（2） 酒税法の沿革

長い歴史をもつ我が国の酒税制度は、昭和28年に現行の酒税法が制定された後、昭和37

年に酒類の分類（10種類11品目）の改正等大幅な見直しが行われた。平成元年には、税制の抜本改革の一環として、清酒やウイスキー等に設けられていた級別制度や従価税制度が廃止されるとともに、酒類間の税負担格差の縮小を図る観点から、税率の見直し等が行われた。

平成元年以降の数次の酒税法改正においても、酒類の生産・消費の状況等を踏まえ、税制の中立性、公平性の確保の観点から酒類間の税負担格差の縮小が図られてきた。

なお、平成11年以降の酒税法改正の概要は次のとおりである。

イ 平成15年には、酒類の消費動向の変化等を踏まえ、酒類間の税負担格差の縮小を図るとともに、ビールや発泡酒の定義の見直し、移入した課税済酒類に係る税額控除制度の適用要件の拡大及び酒類等の検定制度の廃止等の各種受忍義務の見直しが行われた。

ロ 平成18年には、平成17年11月の政府税制調査会による税制改正に関する答申を受け、「あるべき税制」の構築に向けた改革の一環として、酒類の分類の簡素化及び酒類間の税負担格差の縮小等所要の改正が行われ、沿革的な原料と製造方法の差異により分類されていた改正前の10種類11品目の分類は、その製法や性状に着目して、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4種類に大括り・簡素化された。税率の見直しに当たっては、この4種類の分類ごとに、担税力に応じた負担を求める観点から、基本税率を定めた上で、酒類の生産・消費に与える影響にも配慮しつつ、酒類間の税負担格差を縮小することとされた。

なお、従前の分類については、消費者の商品選択の基準として既に定着したものとなっていること等を踏まえ、改正前の区分を基本的に維持しつつ、新たに17の品目に区分し存置された。

## 2 申告の状況

### (1) 課税数量

イ 酒類の課税移出数量（国産分）は、平成11年度で981万k1とピークに達したものの、その後、人口減少社会の到来といった外的要因による影響もあり、酒類の需要は横ばいから減少傾向に転じ、平成19年度では892万2,000k1となっている。

近年の酒類の生産・消費の状況を見ると、酒類全体の消費が減少傾向にある中で、ライフスタイルの変化等による消費者の嗜好の多様化がみられる。これに応じる形で、酒類の製造技術の向上等により従来とは異なる原料や製法の酒類の生産量が増加し、とりわけビール及び発泡酒以外の低アルコール分で発泡性を有する酒類の消費が増加している。

課税移出数量の主な品目別の推移は、次のとおりである。

(イ) 清酒の課税移出数量は、昭和48年度に176万6,000k1とピークに達したが、その後は減少傾向となり、平成11年度には106万1,000k1まで落ち込んだ。更に、平成19年度には67万6,000k1（ピーク時の約38%）まで落ち込んでいる。

なお、清酒の国内消費は年々低下しているものの、近年海外での日本食に対する関心の高まりに伴って、輸出量は増加傾向となっている。

- (ロ) 連続式・単式蒸留しようちゆう（平成18年4月30日まではしようちゆう甲類・乙類）の課税移出数量は、平成11年度には70万4,000k1であったが、平成15年度には同年度の清酒の課税移出数量である84万1,000k1を超え、90万k1となった。その後も順調に増加し続け、平成19年度には96万5,000k1となっている。
  - (ハ) ビールの課税移出数量は、平成6年度には708万6,000k1とピークに達し、酒類全体の総課税移出数量の約74%を占めたものの、その後低価格ビールの輸入量の増加や発泡酒等の競合製品が登場したことにより、平成7年度以降減少傾向に転じ、平成11年度には577万9,000k1、平成19年度には344万2,000k1（ピーク時の約49%）まで落ち込んでいる。
  - (ニ) 果実酒類（果実酒及び甘味果実酒）の課税移出数量は、平成9年度から平成10年度にかけての赤ワインブームにより増加し、平成10年度には15万8,000k1とピークに達したものの、その後減少傾向に転じ、平成11年度には13万3,000k1、平成19年度には8万6,000k1となっている。
  - (ホ) ウイスキー類（ウイスキー及びブランデー）の課税移出数量は、昭和58年度には37万9,000k1とピークに達したが、消費者の嗜好の変化等による影響により、平成11年度には12万1,000k1まで減少し、平成19年度には6万5,000k1（ピーク時の約17%）まで落ち込んでいる。
  - (ヘ) リキュール類（平成18年4月30日まではリキュール）の課税移出数量は、平成11年度には37万8,000k1となった。その後、平成15年度に入ると、原料に麦芽を使用しないものや発泡酒等にスピリッツを加えたものなど、いわゆる「新ジャンル」と呼ばれるビール風飲料が開発され、その需要が大幅に拡大したことから、平成19年度には102万3,000k1となり、ビール、発泡酒に次ぐシェアを占めるものとなっている。
  - (ト) 発泡酒の課税移出数量は、原料・製造方法がビールと同一で麦芽比率だけが低いもの等、品質的にもビールに近似したものが生産されたことから、平成6年度以降大幅に需要が拡大し、平成10年度には105万7,000k1と100万k1を超えた。その後数年かけて拡大を続け、平成17年度には271万9,000k1とピークに達した。しかし、平成16年度から平成17年度にかけて登場したリキュール等のいわゆる「新ジャンル」製品に需要がシフトし、平成19年度には152万6,000k1（ピーク時の約56%）まで落ち込んでいる。
- ロ 酒類の課税引取数量（輸入分）は、酒類の貿易自由化や変動相場制移行による円高の進行、関税率の順次引き下げ等を契機に年々拡大し、平成6年度で49万9,000k1とピークに達したものの、その後減少傾向に転じ、平成11年度には35万6,000k1、平成19年度には34万4,000k1となっている。

### 3 検査・調査

酒類には高率の酒税が課されており、国家財政上重要な物資であることから、酒税法において、酒税の検査・調査に従事する職員に対して、一定の検査・調査の権限を与えている。一方、酒類等製造者や酒類の販売業者に対しては、記帳義務、申告義務、検査を受ける義務、承認を受ける義務、届出義務などの受忍義務を課している。これらの義務違反には罰則を設け、酒類の製造過程から消費の段階に至るまでの生産と流通の実態を十分に把握できるような体制を確立し、酒税の検査・調査を行ってきた。

酒税の検査・調査体制は、経済情勢、社会情勢の変遷による酒税の課税方式等の沿革とともに歩んできたところであり、必要に応じ調査事務運営の見直しを行い、物的検査法のみならず経理面からの検査法も導入するなど、長年にわたる創意工夫によって確立したものである。

近年における酒類業界は、IT化の進展等に伴い、取引環境が多様化したことに加え、平成18年には酒税法の改正が行われ、酒類の分類及び定義等が大幅に見直されたところである。このような状況の下、適正・公平な課税を実現し、複雑・困難化する検査・調査事案に対応するため、平成19事務年度以降、酒類指導官を設置する広域運営中心署に、広域運営対象署の酒税定員を集約し、検査・調査事務専担部門を設置するなど、検査・調査事務を更に効率的・効果的に実施できるよう、体制の整備を図っている。

### 4 免許

酒類等の製造及び酒類販売業については、酒税の適正かつ確実な徴収を実現するため、酒類の製造者及び酒類の販売業者の乱立を防止し、消費者への税の転嫁を容易にするとともに、課税上の検査を十分に行う観点から、酒税法により免許制度が採用されている。

#### (1) 酒類の製造免許

酒類の製造免許に関しては、平成11年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（改定）」を踏まえ、同年6月に合成清酒、しょうちゅう甲類、かすとりしょうちゅう以外のしょうちゅう乙類、みりん及び原料用アルコールについて、当該酒類の製造者が企業合理化を図るために新たに製造場を設置して現に免許を受けている酒類を製造しようとする場合には免許を付与するなどの取扱いの改正を行った。また、果実酒類、ウイスキー類、甲類スピリッツ、リキュール類及び雑酒については、製造免許の可否に当たって、需給調整要件を廃止した。

平成17年度においては、近年需要の伸びが顕著なしょうちゅう乙類について、構造改革特区要望をはじめとして、その新規製造免許を求める声が強くなったことから、しょうちゅう乙類全体の需給への影響が小さいと考えられる一定の要件の下で、新規に付与する取扱いに改めた。

また、平成15年度には、「構造改革特別区域法」（平成14年法律第189号。以下「特区法」



という。)において、農家民宿等が自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には製造免許の要件である最低製造数量基準を適用しないとする特例が講じられた。その後平成19年度から平成20年度にかけて果実酒やリキュールについても同様の特例を創設する要望が特区提案等として提出されたことを受け、平成20年5月に同法が改正され、濁酒の「どぶろく特区」の適用要件が拡充されるとともに、果実酒及びリキュールの製造免許についての特例措置が新たに創設された。

平成20年度には、特区法の改正と並行して、「租税特別措置法」(昭和32年法律第26号)に、酒場、料理店等の営業者が一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる特例措置が新たに創設され、平成20年4月から施行された。

なお、主な品目別の製造免許場数の推移についてみると、次のような変化がみられる。

イ 清酒は、それまでの長期的需要低迷に係る数次の近代化事業等により、平成11年度末で2,273場まで減少した。その後も需要の低迷が続いた影響により、平成19年度末では1,983場と、ピーク時である昭和31年度末の約48%まで減少している。

ロ 連続式・単式蒸留しようちゅうは、昭和50年代以降の需要の増加等を反映し、昭和59年度末には1,021場まで増加した。その後減少傾向となり、平成11年度末では、932場まで落ち込んだ。しかし、平成15年度のしようちゅうブームを受けて年々増加を続け、平成19年度末では990場となっている。

ハ ビールは、平成6年4月の酒税法改正により、いわゆる「地ビール」の製造が可能となり、年々増加を続け、平成6年度末で63場であったものが、平成11年度末では326場(内地ビール製造場数264場)まで増加した。平成15年4月の酒税法改正において、ビールの副原料の範囲が拡大されたことに伴い、改正前に発泡酒の製造免許を有していた者に対して、ビールの製造免許が付与されたものとみなされ、平成15年度末で337場(内地ビール製造場数263場)とピークに達したが、その後は減少傾向にあり、平成19年度末では292場(内地ビール製造場211場)となった。

ニ 特区法の酒税法の特例を受けた濁酒製造場については、創設当初の平成15年度末で4場(特区数は8県に11件)であったものが、平成19年度末では119場(特区数29道府県に85件)と大幅に増加した。

ホ その他の品目のうち、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール及び雑酒については、平成18年5月の酒税法改正による各酒類の定義の見直し等により製造免許が付与されたものとみなされた関係で平成18年度に大幅に増加している。

## (2) 酒類の販売業免許

酒類の小売業免許の需給調整要件については、平成10年3月に閣議決定された「規制緩和推進3カ年計画(平成11年3月一部改正)」に基づき、それまでの人口基準の取扱いを平成10年9月から段階的に緩和の上、平成15年9月1日に廃止した。更に、距離基準

の取扱いについては、平成13年1月1日に廃止した。

平成15年9月の人口基準の取扱いの廃止に際し、激変緩和措置として、一定の要件に該当する地域においては免許の付与等を行ってはならないとする「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」が平成15年4月に議員立法として成立したが、平成18年8月31日限りで同法に基づく緊急調整地域の指定は失効した。酒類の小売業免許に係る需給調整規制が実質廃止されたことにより、一般酒類小売業免許の申請等件数が、平成18免許年度（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）において前免許年度比で約3倍（2万2,201件）と急増した。

酒類の小売業免許の区分については、一般酒類小売業免許の需給調整要件の例外として大型店舗酒類小売業免許のほか、酒類の消費者等の特別の必要に応じるため様々な特殊酒類小売業免許の区分を設けていた。しかし、上記のとおり、平成15年9月に人口基準を廃止し、実質的に需給調整要件が存在しない状況の中で、大型店舗酒類小売業免許等の区分を存置する必要性が薄れたことを踏まえ、同区分については、平成18年3月に、一般酒類小売業免許、通信販売酒類小売業免許及び特殊酒類小売業免許の3区分に整理・合理化する取扱いに改めた。

酒類の販売業免許場数については、卸売業免許場数は、平成11年度末に1万6,489場であったものが、平成19年度末には1万3,373場と年々減少傾向にある。一方、小売業免許場数は、平成11年度末に17万7,482場であったものが年々増加し、平成18年度末に20万場を超え、平成19年度末では20万2,874場となった。

## 5 酒類の生産状況と原料事情

### (1) 酒類の生産状況

酒類の生産は、前述の課税移出数量と同様に平成11年度の9,585千klをピークに逐年減少し、平成19年度は8,823千klとなっている。

#### イ 清酒

清酒の生産数量は、昭和48年度の1,421千klをピークとして減少傾向にあり、平成19年度では510千klとピーク時の35.8%まで減少している。

#### ロ 連続式・単式蒸留しようちゆう

連続式・単式蒸留しようちゆう（平成18年4月30日までは、しようちゆう甲類・乙類）の生産数量は、増加傾向にあり、平成12年度には755千klとなり、清酒の生産数量を上回ることとなった。

平成17年度は1,051千klと過去最大数量を記録した。平成19年度においては1,000千klとなっている。

#### ハ ビール

ビールの生産数量は、減少傾向にあるが、全酒類の生産数量に占めるビールの割合は依然としてトップであり、平成19年度においては3,470千klとなっており、全酒類の生

産数量に占める割合は39.3%となっている。

## ニ ウイスキー及びブランデー

ウイスキー類（ウイスキー及びブランデー）の生産数量は、昭和58年度の412千klをピークとして減少傾向にあり、平成19年度においては、63千klとピーク時の15.3%まで減少している。

## (2) 酒類の原料事情等

酒類原料は、主として農産品及び農産加工品であり、その供給及び価格は、我が国の農業政策及び海外市場の動向と深く関わっている。当庁としては、良質で安価な酒類原料を安定的に確保できるよう努めてきている。

### イ 清酒用原料

清酒用原料米は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）が平成7年11月に施行されたことに伴い、平成8年産米より、自主流通米の一部の加工用米として、自主流通法人から加工用米需要者団体等を通じて売り渡されることとなった。

更に平成15年7月の食糧法改正により、平成16年4月からは、計画流通制度が廃止され、制度上は「民間流通米」と備蓄米として売買される「政府米」の区分のみとなった。

### ロ 蒸留酒用原料

原料用アルコール及び連続式しょうちゆうの原料としては、とうもろこし、粗留アルコール等が使用されており、そのほとんどが輸入されている。輸入原料は、関税割当制度（「関税暫定措置法」（昭和35年法律第36号）第8条の6）によって一定の数量までは、無税（1次税率）とされていたが、粗留アルコールについては、国産原料である切干甘しょの生産が平成14年度をもって終了することに伴い、平成15年度改正により、関税割当制度を廃止した。

ただし、国内の粗留アルコール精製業者保護の観点から、無税が適用されるものについては「アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）」とする用途別軽減税率の仕組みは存続することとした。

単式蒸留しょうちゆう用原料米については、国産米が使用されていたが、平成5年度産の米不足を契機に、タイ産米の供給が行われたことにより、平成6年度以降は、主にタイ産米が使用されるようになった。

平成20年9月には、カビ毒や残留農薬が検知されたため事故米穀として非食用に安価で国から米穀を買い受けた米穀卸売業者が、その事故米穀を単式蒸留しょうちゆう等の原料に販売するという事件が発生した。

当庁としては、事故米穀を使用した恐れのある酒類について、独立行政法人酒類総合研究所に依頼し、カビ毒等の無料分析を実施したほか、当該酒類を廃棄する場合の例外的な取扱いを定めた。また、関係省庁に対し、売上減に対する支援措置の要請を行

い、平成20年度に行う各支援措置の手当てがなされた。

泡盛用原料米については、古くからタイ碎米が使用されてきたという経緯があり、現在もタイ碎米を輸入している。

#### ハ ビール及びウイスキー用原料

ビール及びウイスキーの主原料である麦芽には、国産ビール大麦及び輸入ビール大麦による麦芽並びに輸入麦芽が使用されている。

国産ビール大麦については、生産農業者団体とビール業界との間で契約栽培が行われている。また、輸入麦芽については、昭和49年10月から輸入が自由化され、関税割当制度が採用されている。

輸入麦芽の関税割当数量の範囲内の1次税率は、ウイスキー用輸入麦芽（ピートされたもの）については自由化された当初から、ビール用輸入麦芽については、昭和61年4月から無税となった。

## 6 業界安定対策

### (1) 酒類業組合法

#### イ 制度の概要等

酒税の保全と酒類業界の安定のため、(1)酒類業者が組合を設立して、酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業を行うことができることとするとともに、(2)政府が酒類業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにすることを目的として、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号。以下「酒類業組合法」という。）が制定されている。

同業者が組合を組織して業界の利益を増進し、そのために生産や取引について調整措置を講ずることは、独禁政策の厳しく規制するところであるが、酒類は古くから財政物資であったことから、一定の条件の下においてこれらを実施できることとされてきた。

酒類業組合の主な事業は、(1)国の行う酒税保全措置に対する協力、(2)酒類の販売のための施設に関する規制、(3)酒類の容器に関する規制その他の組合員が販売する酒類の販売方法に関する規制等である。

政府が、酒類業者等に対して講ずることができる必要な措置の主なものは、(1)酒税保全のための勧告又は命令（酒類業組合法第84条）、(2)基準販売価格の設定（酒類業組合法第86条）である。

#### ロ 表示義務（酒類業組合法第86条の5）

酒類製造者が製造場から移出する酒類、酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類、酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類については、その容器又は包装の見やすい所に、一定の表示事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければならないこととされている。

平成18年度の改正（平成18年政令第130号）により、(1)酒類の種類（品目）表示を廃止し、酒類の品目を表示、(2)粉末酒を除くすべての酒類にアルコール分を表示、(3)発泡酒及び雑酒については、税率適用区分を表示、(4)その他の発泡性酒類については、発泡性を有する旨及び税率適用区分が新たに表示事項とされた。

この表示は、酒税の保全を目的として規定されているものであるが、消費者の商品選択にも資している。

#### ハ 表示基準（酒類業組合法第86条の6）

平成元年4月からは酒類業組合法の一部改正（昭和63年法律第109号）により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、酒類の製法、品質その他これらに類する事項について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき表示の基準を定めることができる措置が講じられた。

これにより、(1)「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示第8号）、(2)「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）、(3)「地理的表示に関する表示基準」（平成6年国税庁告示第9号）、(4)「酒類における有機等の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号）の4つの基準が定められている。

##### (イ) 清酒の製法品質表示基準

清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なる様々なタイプの清酒が酒屋の店頭で見られるようになったが、それらの表示には法的なルールがなかったため、消費者からどのような品質のものであるかよくわからないという声の高まりを受け、清酒の製法品質表示基準が平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されている。

その後、清酒が輸入されるようになるなど、清酒を取り巻く環境が大きく変化したことから、平成9年2月に一部改正（平成9年国税庁告示第2号）し、消費者の商品選択を保護し、消費者利益に資する観点から、平成15年10月に一部改正（平成15年国税庁告示第10号）を行っている。

##### (ロ) 未成年者の飲酒防止に関する表示基準

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）は、アルコール飲料としての酒類の特性にかんがみ、未成年者の飲酒防止のための対応が必要とされたため、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されている。

制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められていたが、酒類容器への未成年者飲酒防止に関する注意表示の全酒類への拡大のため、平成9年2月に一部改正（平成9年国税庁告示第3号）を行っている。また、酒類の適正な販売管理の確保のため、平成15年6月に一部改正（平成15年国税庁告示第4号）を行っている。

更に、酒類の陳列場所の表示について、より説得力・実効性のある表示とする一部改正（平成17年国税庁告示第22号）を行っている。

#### (ハ) 地理的表示に関する表示基準

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示について、当該表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための、利害関係を有するものに対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられている。

我が国においては、「地理的表示に関する表示基準」（平成6年国税庁告示第4号）を平成6年12月に定め平成7年7月から適用している。

また、清酒について、消費者の視点に立った適切な商品情報の提供及び清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、平成17年9月に地理的表示に清酒を加える一部改正（平成17年国税庁告示第23号）を行っている。

#### (ニ) 酒類における有機等の表示基準

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号）は、有機農産物、有機農畜産物加工食品、有機畜産物及び有機農畜産物加工酒類を原料として製造した酒類における「有機」又は「オーガニック」の表示基準及び遺伝子組換え農産物を原料として製造した酒類における遺伝子組換えに関する表示基準が定められている。

有機等の表示基準については、「有機加工食品の日本農林規格（JAS規格）」（以下「有機JAS規格」という。）（平成17年農林水産省告示第1606号）及び「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食料品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（以下「遺伝子組換え表示基準」という。）の加工食品の規定を準用している。

平成13年9月に農林水産省において遺伝子組換え表示基準が改正されたことに伴い、平成14年12月に一部改正（平成14年国税庁告示第11号）を行った。

また、有機JAS規格及び遺伝子組換え表示基準の改正により有機畜産物等の追加及び有機農畜産物加工酒類に使用することができる食品添加物についての整理を行うため平成20年6月に一部改正（平成20年国税庁告示18号）を行い、有機JAS規格と国際食品規格である「コーデックス規格」との整合性を図るため、平成20年7月に一部改正（平成20年国税庁告示第22号）を行っている。

#### ニ 表示に関する命令（酒類業組合法第86条の7）

平成15年4月の酒類業組合法の改正（平成15年法律第33号）により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定め、重要基準に違反していると認められるときは、重要基準に違反している者に対して、指示命令を行い、命令に違反した場合に罰則を課すことができることとされた。この改正を受けて、平成15年12月に「酒類の表示の基準における重要基準を定める件」（平成15年国税庁告示第15号）を定

めている。

## (2) 清酒業等安定法

### イ 制度の概要等

清酒製造業を取り巻く経済的諸条件の著しい変化に対処して、清酒製造資金の融通の円滑化と清酒製造業の整備合理化を図るため、日本酒造組合中央会の事業範囲を拡大するとともにこれに伴う措置を講ずることにより、清酒製造業の経営基盤の安定と酒税の確保に資することを目的として「清酒製造業等の安定に関する法律」（昭和45年法律第77号。以下「清酒業等安定法」という。）が制定された。

清酒業等安定法は、業界の経営基盤強化への努力が同時に酒税の保全に資する面が大きいことを考慮して、これを側面的に援助するため、(1)酒造資金の融通の円滑化を図るための信用保証事業、(2)清酒製造業を廃止する者に対する転廃給付金事業、(3)経営の改善等清酒製造業の近代化を図るための事業を行うことができるように法的措置を講じたものである。これらの事業の充実のため、日本酒造組合中央会に近代化事業基金が設けられ、国はこの基金に充てる資金を無利子で貸し付けることができるとされた。

(注) 清酒業等安定法は、昭和44年にそれまで食糧管理制度の下にあった清酒の主要原料たる米の取引に自主流通米制度が導入されるといった清酒製造業をめぐる経済的諸条件の著しい変化に対処して、清酒製造資金の融通の円滑化及び清酒製造業の整備合理化を図るため、酒類業組合法により組織された日本酒造組合中央会の事業の範囲を拡大するとともに、これに伴う措置を講ずることにより、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的として、昭和45年度に創設された法律である。

その後、平成元年の酒税法の抜本的改正（昭和63年法律第109号）に伴うしょうちゅう乙類の税率の大幅引上げに際し、その大部分が中小零細事業者であるしょうちゅう乙類業界への影響を考慮して、同製造業を清酒業等安定法の対象に追加して、しょうちゅう乙類業対策基金を設け、同業界の厳しい経営環境に備えるための企業の合理化、近代化等を図ることとされた。

### ロ 事業の実施状況

#### (イ) 清酒製造業者に対する事業

##### A 信用保証事業

信用保証事業は、清酒製造業者から拠出された業界出えん金と国から交付された補助金をもって構成する信用保証基金等を財産的基礎として、出えん者である清酒製造業者が酒造資金を金融機関から借り入れることにより生ずる債務について、日本酒造組合中央会が一定の限度額を保証するものである。

平成19年度には、約329者がこの保証によって126億円の酒造資金を調達している。

#### B 転廃給付金事業

転廃給付金事業は、清酒製造業を廃止する者に対し、転廃給付金を給付するものであるが、これまで昭和45年5月～昭和48年11月、昭和53年4月～昭和56年11月、及び昭和59年7月～平成元年11月の3回実施している。

#### C 近代化事業

清酒製造業者の経営の改善等近代化事業については、(1)利子補給事業、(2)人材育成事業、(3)振興対策事業、(4)情報化対応の事業を実施している。

#### (ロ) 単式蒸留しようちゅう製造業者に対する事業

##### A 転廃給付金事業

転廃給付金事業は、単式蒸留しようちゅう製造業を廃止する者に対し、転廃給付金を給付するものであるが、これまで、平成元年4月～平成5年11月及び平成9年4月～平成13年11月の2回実施している。

##### B 近代化事業

単式蒸留しようちゅう製造業者の経営の改善等近代化事業については、(1)利子補給事業、(2)人材育成事業、(3)需要・経営改善調査等事業、(4)近代化・合理化等支援を実施している。

#### ハ 酒類業者の経営改善等に関する事務

我が国の産業経済において、中小企業は重要な地位を占め、経済発展の原動力として大きな役割を果たしている。

酒類業を取り巻く厳しい環境変化の中で、中小酒類業者が健全な企業経営を行っていくためには、社会環境変化に適応した近代化の推進が不可欠であり、国税庁では、経済環境の変化等に即して酒類業界の特徴及び意思を加味しつつ、以下のような中小企業対策を講じてきた。

平成11年3月に「中小企業近代化促進法」及び「中小企業新分野進出円滑化法」を発展的に統合した新たな中小企業支援策である「中小企業経営革新支援法」（平成11年法律第18号）（現「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」）が成立したことを受け、同法に基づく経営革新計画の策定への取組が円滑に行われるよう積極的な啓発・支援に努めたほか、各地の経営革新等の取組事例や中小企業施策などの情報の提供、中小企業診断士等の専門家の派遣による研修会の開催など、中小酒類業者の経営革新、経営の活性化に向けた自主的な取組への支援を行った。

また、清酒製造業、酒類卸売業については、経済的環境の著しい変化による影響を受け、生産額又は取引額が相当程度減少しているとして、中小企業経営革新支援法の特定業種に政令指定（清酒製造業：平成12年12月、酒類卸売業：平成14年3月）され、その後業界の策定した「経営基盤強化計画」が承認（清酒製造業：平成13年10月から平成18年3月まで、酒類卸売業：平成15年3月から平成19年3月まで）されたことから、同計画に基づく業界の取組に対し、積極的な支援に努めた。



更に、中小酒類小売業者に対しては、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」に基づく経営改善計画の円滑な実施が図られるよう、マニュアルの作成・配付、中小企業診断士等の専門家による研修会・個別相談会の開催、経営改善計画を提出した酒類小売業者向けの経営改善設備資金貸付制度（酒ローン）の創設・周知やIT研修会の開催など積極的な支援に努めた。

このほか、平成19年6月に「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（平成19年法律第39号）、平成20年7月に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号）が施行されたことを受け、それぞれの法律に基づく中小酒類業者の認定事業等への取組が円滑に行われるよう、積極的な啓発・支援に努めた。

## 7 酒類の公正取引

酒類の販売価格は製造又は流通の各業者が自主的に判断し決定すべきものであり、当庁としては原則として介入しないこととしている。しかしながら、酒類は我が国の重要な財政物資であるとともにアルコール飲料としての特性を有する特殊な商品である。このため、従来から、酒類業者の経営の健全性を確保し、酒税の保全を図る見地及び国民の健全な消費生活の確保との両面の要請に沿う合理的かつ妥当な価格設定とするよう、酒類業者に対して指導を行っているところである。

更に、平成10年4月8日付で「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」を発出し、公正な競争を促し健全な酒類産業の発展に資するための酒類取引に関する公正なルールについての考え方を示し、酒類業者への周知・啓発を行ってきた。併せて、取引状況等実態調査を実施し、指針のルールに則した公正かつ合理的な取引を行うよう指導を行うとともに、調査の実施状況及び指針のルールに則していなかった主な事例について公表を行い、酒類業者に公正な取引の確保に向けた取組を促してきた。

しかし、飲酒人口の減少、酒類小売業免許の規制緩和による販売競争の激化等、酒類業界を取り巻くさまざまな環境変化に伴い、市場の実情に即した考え方を改めて示す必要があるとの観点から、平成18年8月31日付で「酒類に関する公正な取引のための指針（以下「新指針」という。）」を発出し、一層の周知・啓発に努めてきたほか、引き続き、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者等に対して積極的に取引状況等実態調査を実施し、価格設定、取引条件の設定、リベート類の支払に当たっては新指針のルールに則した公正かつ合理的なものとするよう指導を行っている。併せて、酒類業者の公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促すため、調査の実施状況及び新指針のルールに則していなかった主な事例について引き続き公表を行っている。

なお、新指針では当庁と公正取引委員会との連携方法等についても明確にしておき、調査時に不当廉売、差別対価等独占禁止法の規定に違反する事実があると思料された場合は、同法第45条第1項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行い、適切な措置をとるべきことを求め

ることとしている。

## 8 社会的要請への対応

### (1) 酒類の適正な販売管理

#### イ 未成年者の飲酒防止への取組等

酒類は、致酔性、依存性といったアルコール飲料としての特性を有する特殊な商品であり、未成年者の飲酒は成長段階の心身に多大な影響を与えるほか、非行等社会問題の原因ともなるため、適正な販売管理が求められている。当庁においては、酒類業界に対し、年齢確認の実施、夜間における販売体制の整備等に当たり必要な助言・指導を行い、未成年者飲酒禁止法の改正に合わせて、関係省庁と連携し未成年者飲酒防止の取組強化を要請する等、所要の措置を講じてきたほか、消費者利益及び酒類産業の健全な発展を期する観点から、酒類業者に対して、酒類業組合法に規定する酒類の表示義務及び「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」等の各種表示基準の遵守について、周知・啓発を行ってきた。

平成15年には、表示基準のうち特に適正化を図る必要がある項目について、重要基準と定めて告示したほか、酒類の陳列場所に「酒類の売場である（又は陳列場所である）」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付ける等、所要の整備を行った。

なお、酒類の陳列場所における「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示については、より実効性のある表示とし、未成年者の酒類購入を未然に防止するため、平成17年9月に、「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう改正を行っている。

そのほか、「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱（平成12年8月30日）」の発出を受け、「未成年者飲酒防止強調月間（平成14年以降、毎年4月となった。）」において、未成年者飲酒防止啓発のためのポスター及びリーフレットの作成・配布等の広報活動及び啓発キャンペーン活動の支援を関係省庁及び業界団体と協力して推進している。

また、平成12年5月を期限として従来型酒類自動販売機（年齢確認機能等、未成年者の酒類購入を防止するための機能がないもの）を撤廃することとした全国小売酒販組合中央会による決議（平成7年5月）を受け、従来型酒類自動販売機を設置している酒類業者に対して、撤廃又は改良型機（年齢確認機能等、未成年者の酒類購入を防止するための機能を有するもの）に切り替えるよう指導を行ったほか、酒類業者の自主的な取組を促す観点から、平成12年以降、毎年4月1日現在の自動販売機の撤廃状況を調査し、公表を行ってきた。

#### ロ 酒類販売管理者制度の整備

酒類の販売管理については、従来より、販売場へ販売責任者を配置するよう指導を行ってきたが、未成年者飲酒禁止法の罰則が強化され、年齢確認義務が盛り込まれるなど、酒類を取り扱う者として遵守すべき法令の強化・整備が図られてきたことに加え、酒類小売業免許の規制緩和に伴い多種多様な者の参入が見込まれることとなり、酒類の適正な販売管理の確保について、より実効性のある制度が必要とされた。そのため、平成15年の酒類業組合法改正によって、酒類小売業者に対して、販売場ごとに酒類販売管理者を選任することが義務付けられたほか、選任した酒類販売管理者に、酒類小売業者への助言及び従業員等への指導に必要となる酒類の特性及び商品知識、酒類販売に当たり遵守すべき法令等を習得するための研修（酒類販売管理研修）を受講させるよう努めさせることとなった。

当庁においては、この改正を受け、酒類小売業者に対して積極的な周知・啓発を行い、早期の選任及び研修受講を指導するとともに、酒類販売管理研修実施団体に対して研修実施のための支援を行うなど、当該制度の円滑な導入及び定着に努めた。

## （２）環境問題への対応

### イ ３Ｒの推進

近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においても３Ｒ※の推進など環境保全に関する施策が強く求められている。

当庁としては、酒類業を所管する立場から、酒類業者が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年法律第48号）及び「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）等の環境関係法令に適切に対応するよう、「酒類業者のための容器包装リサイクル法のあらまし」や「酒類業者のための食品リサイクル法のあらまし」を作成し、法令の周知、啓発を行ったほか、「酒類のリターナブルびんの普及に関する委託調査」を実施し、その結果を国税庁ホームページで公表することにより、リターナブルびんについての情報提供を行っている。また、関係省庁とともに毎年10月を「３Ｒ推進月間」と定め、国税庁ホームページ等の広報手段を用いて消費者に対する啓発を行っている。

※ Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRのことで、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）においては、この順番が優先順位とされている。

### ロ 地球温暖化対策

平成９年12月に「第３回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」が開催され、先進国にそれぞれ目標量を示して６種の温室効果ガスの削減又は抑制を義務付け、世界が協力して約束期間内に目標を達成することを定めた議定書（いわゆる「京都議定書」）が

採択され、これを受け、わが国においては平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行された。

平成17年2月の「京都議定書」の発効を受け、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき「京都議定書目標達成計画」（以下「目標達成計画」という。）を同年4月に定めた。目標達成計画では「我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、引き続き関係審議会等において定期的にフォローアップを行う」旨規定された。

この目標達成計画を受け、当庁においては、平成9年に日本経済団体連合会が策定・公表した「経団連環境自主行動計画」に参加する酒類業界の自主行動計画に対し、平成20年3月に国税審議会酒類分科会においてフォローアップを行っており、今後も引き続き定期的にフォローアップすることとしている。

## 9 技術指導

酒類製造業者に対する技術指導は、各国税局鑑定官室（沖縄国税事務所においては間税課鑑定官。以下同じ。）が行っているが、国税庁の酒類行政を行う上で重要業務である。技術指導の歴史は古く、明治時代から行われていたが、当時は重要な財源であった酒税の安定確保が主な目的であった。その後、技術指導の目的は時代の要請を受ける形で変わってきており、特に、この10年間は大きな変動があった。

一つ目には、バブル崩壊の影響、消費者の嗜好の多様化、少子高齢化及び社会形態の変化など様々な要因により、酒類の消費構造に大きな変化をもたらした。近年、世界各国において、伝統ある国酒の消費が衰退する傾向が見られるが、我が国においても同様な傾向が見られ、特に、清酒、ビール、ウイスキー等の消費数量が大幅に減少した。

二つ目には、平成13年4月に、中央省庁の再編が実施され、大蔵省は財務省へ移行した。その際、新たに制定された財務省設置法の中で、財務省の所掌事務として、「醸造技術の研究及び開発」と「酒類の品質及び安全性の確保」の2項目が規定された。後者については、各国税局鑑定官室の所掌事務として担うことになり、鑑定事務の取り組み方及び進め方に大きな影響を与えた。

### （1）酒類業の健全な発達に関する技術指導

清酒の級別制度廃止後、一級酒及び特級酒の代わりに特定名称酒が注目され、製造数量を伸ばした。このことにより、長期低迷傾向の清酒製造数量の減少に歯止めがかかったかには見えなかったが、平成9年を境に再び減少傾向が続いている。特にこの10年間は、約40%減と再び大幅な減少となった。

清酒を取り巻く環境は大きく変わった。まず、第一次産業への若年層の就労がますます減少したため、事実上多くの製造場で従来の酒造りは困難となり、季節労働者から地

元従業員等での製造体制へと移行した。しかしながら、酒造りに必要な高度な知識、経験等については短期間で修得することは難しいため、特に、技術基盤が脆弱である中小零細酒類製造業者にとって技術伝承は深刻な問題となった。

一方、特定名称酒の製造により、新たな技術的問題が生じた。特定名称酒の製造は、高精白米、高香気生産酵母の使用、低温発酵等、醗工程全般について、普通酒の造り方とは大きく異なり、高い技術と経験が求められる。そのため、目標の酒質にするためには、かなり熟練した技能が必要である。年間雇用従業員に移行したばかりの製造場では、特定名称酒の製造に十分に対応できず、技術相談の要望が大幅に増加し、特に重要な課題においては、技術指導を行った。

また、規制緩和の流れの中で、地ビールを始めとした様々な酒類において、新規製造者が増加した。ところが、多くの新規製造者は、製造経験が少ないため、製品の品質にバラツキが見受けられた。そのため、各国税局鑑定官室では、年に1回、製品の官能評価及び科学分析を行い、その結果について改善すべき課題があった場合には、技術指導を行った。

更に、食品衛生法、労働安全衛生法等各種法令等の遵守状況、環境保全、酒造労務体制の合理化等、様々な課題に対して、その都度、技術的な観点から支援を実施した。

## (2) 酒類の品質及び安全性の確保に関する技術指導

平成12年のいわゆる雪印集団食中毒事件、平成13年のBSE問題、牛肉偽装事件などを始めとして、食の安全性をめぐる問題が明らかとなり、国民の食の安全性に対する不安、疑念が高まった。

財務省設置法の中で定められた、酒類の品質及び安全性を確保するため、酒類の成分及び酵母・こうじを含めた原材料等に関して分析等を実施するとともに、技術情報の収集を行った。その結果、酒類に基準値以上の食品添加物等が含まれている等の非違があった場合には、関係各機関と連携して、是正させるよう対応した。特に、高度な分析鑑定技術を必要とする食品添加物等については、酒類総合研究所と連携し対応した。

### イ 全国市販酒類調査に基づいた技術指導

全国市販酒類調査は、国内で流通している清酒について分析等を行い、調査結果については、広く情報を提供するとともに技術指導に活用しているが、財務省設置法の制定とともに、調査内容の見直しが行われ、平成11年度には、「酒質の安全性」、平成12年度には、「清酒の製法品質表示基準等の遵守状況」を調査の目的に加えた。更に、平成15年度からは、調査対象を広げ、輸入酒類を含む国内で流通している果実酒、しょうちゅう等の酒類すべてについて調査を実施した。

その際に、分析項目についても検討を行い、内容の充実を図った。特に、酒類の安全性に影響を及ぼす可能性のある物質については、それぞれの時点で社会問題になっている物質を中心に、注意深く監視を行った。この分析結果等に基づき、技術指導を実施した。亜硫酸、ソルビン酸及びメタノールについては、酒類中の含有量が高かった

場合には、可能な限り酒類製造場に臨場し、製造工程のどこに起因するか確認を行い、実地で低減のため技術指導を行った。その際に、他の酒類製造場においても共通する事項であれば、技術情報として他の酒類製造場に対しても周知を行い、同様な事項を起こさないよう注意喚起した。

また、海外で問題となっているオクラトキシンA等の食品汚染物質について、ビール、発泡酒及び果実酒について分析を行い、モニタリング調査を実施した。

これらの調査結果については、国税庁のホームページに公表することで、広く国民に周知を行った。

#### ロ 食品添加物及び食品汚染物質

食品添加物及び食品汚染物質について、消費者の関心は年々高まっている。食品添加物は、規制緩和の流れ、輸入食品の増加及び食品添加物の国際的な使用基準の作成を受け、その取扱いについて、国際的な整合性を考慮した議論がなされている。

国税庁鑑定企画官は、酒類の保存のために使用される食品添加物や酒類中に含まれる食品汚染物質について、コーデックス委員会における議論に参加するなど、酒類の安全性の確保に努めている。

#### ハ 遺伝子組換え生物

近来、遺伝子組換え生物が産業利用されるようになってきている。2000年1月にコロンビアのカルタヘナで開催された特別締約国会議において「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が採択された。この議定書は、「バイオテクノロジーにより改変された生物（Living Modified Organism（以下、「LMO」という。））に関して、生物多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響を防止するため、LMOの使用等について国際的な枠組みを定めている。この議定書の的確かつ円滑な実施のための国内法として、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（以下、「カルタヘナ法」という。）が制定され、平成16年2月に施行された。カルタヘナ法の運用のうち、酒類業に関する産業使用については、財務省の所管となっている。

国税庁鑑定企画官は、技術事項を含む取扱い等について担当しており、遺伝子組換え酵母等の使用状況について、監視を行っている。

## 第7節 消費税

### 1 概要

消費税は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から適用された。

その後、平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月より施行された。

また、平成6年秋の税制改革及び平成8年度税制改正により、消費税率は3%から4%（新

たに創設された地方消費税と合わせた税率は5%)となるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等の中小事業者に対する特例制度の見直しが図られ、平成9年4月1日から適用された。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

消費税の納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から2月以内に（個人事業者については翌年の3月31日までに）申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時（特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日）までに消費税を申告・納付する。

平成15年度においては、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、中小事業者に対する特例措置等について抜本的な改革が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 事業者免税点制度の適用上限の引下げ

納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が、3,000万円から1,000万円に引き下げられた。

(2) 簡易課税制度の適用上限の引下げ

簡易課税制度を適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が、2億円から5,000万円に引き下げられた。

(3) 中間申告納付制度の改正

直前の課税期間の確定消費税額(年税額)が48万円を超え400万円以下の事業者は年1回、400万円を超える事業者は年3回の中間申告・納付とされていたが、4,800万円を超える事業者については年11回の中間申告・納付とされた。

(4) 総額表示義務規定の創設

課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ価格を表示する場合には、消費税額を含めた総額を表示することが義務付けられた。

## 2 申告・届出等の状況

(1) 課税事業者届出書等の提出件数の推移

課税事業者届出書の提出件数の推移をみると、平成11年度は227万9千件、平成12年度は221万4千件、その後も減少傾向であったが、平成15年度の税制改正により事業者免税点制度の適用上限が1,000万円に引下げられたこともあって、平成16年度には362万7千件と大幅に増加し、平成20年度においては352万5千件となっている。

また、課税事業者選択届出書の提出件数の推移をみると、平成11年度は7万4千件、平成12年度は7万2千件、その後も減少傾向であったが、平成15年度に増加に転じ、平成20年度は8万7千件となっている。

更に、新設法人に該当する旨の届出書の提出件数の推移をみると、平成11年度は3万7千件、平成12年度は4万2千件と増加傾向であったが、平成14年度に減少に転じ、平成20年度においては2万5千件となっている（表「課税事業者等届出書の提出件数の推

移」参照)。

### 課税事業者等届出書の提出件数の推移

| 事務年度   | 課税事業者届出書 | 課税事業者選択届出書 | 新設法人に該当する旨の届出書 | 合 計   |
|--------|----------|------------|----------------|-------|
|        | 千件       | 千件         | 千件             |       |
| 平成11年度 | 2,279    | 74         | 37             | 2,389 |
| 12     | 2,214    | 72         | 42             | 2,328 |
| 13     | 2,184    | 72         | 47             | 2,302 |
| 14     | 2,124    | 71         | 41             | 2,237 |
| 15     | 2,421    | 74         | 39             | 2,533 |
| 16     | 3,627    | 77         | 38             | 3,743 |
| 17     | 3,749    | 80         | 40             | 3,869 |
| 18     | 3,646    | 82         | 38             | 3,766 |
| 19     | 3,583    | 85         | 33             | 3,701 |
| 20     | 3,525    | 87         | 25             | 3,637 |

(注) 翌年3月末日現在の届出件数を示している。  
課税事業者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

#### (2) 申告件数の推移

納税申告件数の推移をみると、平成11年度は226万9千件、平成12年度は215万8千件、その後も減少傾向であったが、平成15年度の税制改正により、平成17年度は355万7千件と大幅に増加し、平成20年度においては337万7千件となっている。

また、還付申告件数の推移をみると、平成11年度は9万7千件、平成12年度は9万8千件、その後も小幅な増加傾向であったが、平成17年度に16万5千件と大幅に増加し、平成20年度においては16万1千件となっている(表「課税額(還付額)の推移(税関分を除く)」参照)。

#### (3) 課税額(還付額)の推移

納税額(税関分を含む。)の推移をみると、平成11年度は11兆8,038億円、平成12年度は11兆5,229億円であり、その後も安定的に推移していたが、平成15年度の税制改正により、平成17年度は12兆4千億円と増加し、平成20年度においては12兆5,134億円となっている。

また、還付額の推移をみると、平成11年度は1兆7,123億円、平成12年度は1兆5,886億円、その後も安定的に推移していたが、平成17年度は2兆1,814億円と増加し、平成20年度は2兆4,801億円となっている(表「課税額(還付額)の推移(税関分を除く)」、「税関分の課税額の推移」参照)。



課税額（還付額）の推移（税関分を除く）

| 区 分    | 個人事業者    |           | 法 人     |           | 合 計       |           |            |
|--------|----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
|        | 件数       | 税額        | 件数      | 税額        | 件数        | 税額        |            |
|        | 件        | 百万円       | 件       | 百万円       | 件         | 百万円       |            |
| 平成11年度 | 納税申告計    | 585,556   | 333,912 | 1,683,143 | 9,967,831 | 2,268,699 | 10,301,743 |
|        | 還付申告及び処理 | 15,084    | 15,554  | 81,711    | 1,696,782 | 96,795    | 1,712,337  |
| 12     | 納税申告計    | 522,584   | 306,886 | 1,635,207 | 9,472,377 | 2,157,791 | 9,779,263  |
|        | 還付申告及び処理 | 13,965    | 13,728  | 83,701    | 1,574,906 | 97,666    | 1,588,635  |
| 13     | 納税申告計    | 481,121   | 283,355 | 1,587,845 | 9,311,406 | 2,068,966 | 9,594,760  |
|        | 還付申告及び処理 | 14,564    | 13,863  | 85,081    | 1,441,757 | 99,645    | 1,455,621  |
| 14     | 納税申告計    | 456,292   | 265,775 | 1,570,608 | 9,269,168 | 2,026,900 | 9,534,943  |
|        | 還付申告及び処理 | 14,522    | 14,087  | 84,949    | 1,531,531 | 99,471    | 1,545,617  |
| 15     | 納税申告計    | 429,937   | 250,495 | 1,546,215 | 9,230,917 | 1,976,152 | 9,481,412  |
|        | 還付申告及び処理 | 15,027    | 15,239  | 85,274    | 1,658,418 | 100,301   | 1,673,657  |
| 16     | 納税申告計    | 406,571   | 240,228 | 1,613,048 | 9,276,949 | 2,019,619 | 9,517,177  |
|        | 還付申告及び処理 | 16,094    | 17,477  | 96,164    | 1,881,209 | 112,258   | 1,898,687  |
| 17     | 納税申告計    | 1,565,958 | 497,507 | 1,991,299 | 9,529,017 | 3,557,257 | 10,026,524 |
|        | 還付申告及び処理 | 49,575    | 27,570  | 115,853   | 2,153,814 | 165,428   | 2,181,384  |
| 18     | 納税申告計    | 1,532,813 | 488,354 | 1,983,615 | 9,515,713 | 3,516,428 | 10,004,067 |
|        | 還付申告及び処理 | 36,114    | 27,583  | 115,699   | 2,456,236 | 151,813   | 2,483,818  |
| 19     | 納税申告計    | 1,454,982 | 466,583 | 1,968,768 | 9,512,059 | 3,423,750 | 9,978,643  |
|        | 還付申告及び処理 | 37,840    | 32,768  | 118,404   | 2,719,364 | 156,244   | 2,752,133  |
| 20     | 納税申告計    | 1,419,711 | 444,038 | 1,957,251 | 9,282,336 | 3,376,962 | 9,726,373  |
|        | 還付申告及び処理 | 40,926    | 32,748  | 120,490   | 2,447,400 | 161,416   | 2,480,148  |

（注） 各年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した課税期間の申告又は処理による課税実績である。

税関分の課税額の推移

| 年度     | 納税申告件数     | 納税申告税額    |
|--------|------------|-----------|
|        | 件          | 百万円       |
| 平成11年度 | 8,804,465  | 1,502,017 |
| 12     | 9,192,416  | 1,743,667 |
| 13     | 8,916,235  | 1,714,203 |
| 14     | 9,327,816  | 1,744,923 |
| 15     | 9,961,732  | 1,821,792 |
| 16     | 10,676,260 | 2,025,965 |
| 17     | 11,494,848 | 2,373,516 |
| 18     | 11,578,210 | 2,722,708 |
| 19     | 11,549,447 | 2,924,021 |
| 20     | 10,930,775 | 2,786,982 |

（注） 各年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した課税期間の申告又は処理による課税実績である。

### 3 調査と指導の状況

#### (1) 調査・指導等の取組状況

消費税導入後、しばらくの間は広報、相談、指導を中心とした施策を実施することにより、制度の円滑な定着に努めた。その後の税制改正の際も、事業者が改正内容を十分理解し、自ら適正な申告と納付ができるよう、事務運営の中心施策の一つとして指導を実施してきた。

また、平成15年度の税制改正は、多くの事業者に適用されるものであったことから、広報、相談、指導といった各種施策を重層的に実施し、制度の円滑な定着に努めた。

具体的には、各種媒体を活用した広報により、事業者に対し広く消費税法の改正内容を周知するとともに、記帳や書類の保存が適正に行われるよう説明会等を実施した。特に、新たに課税事業者となる個人事業者に対しては、その申告と納税が適正に行われるよう、確定申告説明会の開催、納税資金の積立や振替納税の利用勧奨など、各種施策のきめ細やかな実施に努めた。

#### (2) 調査事績の推移

消費税の調査については、平成3年の機構改革により、所得税調査や法人税調査の際に併せて消費税の調査を実施する同時調査体制を採用し、所得税や法人税を含めた課税の適正化を図っている。

消費税の調査事績の推移をみると、平成11事務年度においては、6万の個人事業者及び15万1千の法人に対して調査を行い、そのうち、個人事業者については、4万者から200億円、法人については、7万9千者から599億円の消費税をそれぞれ追徴した。

その後、平成15年度の税制改正により新規課税事業者が大幅に増加したこともあって、調査件数、追徴税額等は増加し、平成20事務年度においては、9万5千の個人事業者及び13万8千の法人に対して調査を行い、そのうち、個人事業者については、6万7千者から275億円の、法人については、7万5千者から595億円の消費税をそれぞれ追徴した（表「調査事績の推移」参照）。

調査事績の推移

| 事務年度   | 個人事業者  |                |                 | 法人      |                |                 |
|--------|--------|----------------|-----------------|---------|----------------|-----------------|
|        | 調査件数等  | 申告もれの<br>あった件数 | 追徴税額<br>(含・加算税) | 調査件数等   | 申告もれの<br>あった件数 | 追徴税額<br>(含・加算税) |
|        | 件      | 件              | 億円              | 件       | 件              | 億円              |
| 平成11年度 | 59,942 | 40,032         | 200             | 150,857 | 79,245         | 599             |
| 12     | 51,564 | 34,918         | 195             | 129,737 | 68,116         | 669             |
| 13     | 40,156 | 28,203         | 170             | 112,266 | 58,903         | 549             |
| 14     | 39,026 | 26,774         | 171             | 109,254 | 56,836         | 666             |
| 15     | 34,026 | 23,645         | 162             | 103,287 | 53,968         | 510             |
| 16     | 30,020 | 20,713         | 146             | 111,422 | 56,594         | 497             |
| 17     | 72,369 | 48,849         | 220             | 134,522 | 72,810         | 551             |
| 18     | 96,443 | 68,560         | 256             | 138,973 | 77,305         | 722             |
| 19     | 91,387 | 65,576         | 259             | 138,897 | 76,440         | 668             |
| 20     | 95,298 | 67,276         | 275             | 137,688 | 75,431         | 595             |

(注) 事務年度とは、その年の7月から翌年の6月までの期間をいう。

(3) 消費税不正還付への対応

消費税は、売上げが専ら輸出取引などの免税売上げである事業者や大規模な設備投資を行った事業者などにおいて、多額の還付が発生する仕組みの税であるが、このような税の仕組みを悪用した不正還付申告事案も散見されている。

このため、消費税の還付申告に対しては、不正還付防止の観点から、還付の原因となる事実関係について十分な審査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、適時、調査等による接触を図り、不正還付防止に努めている。

第8節 その他の諸税

1 登録免許税

(1) 概要

平成12年には、登録免許税の課税標準となる不動産の価額を固定資産税評価額の3分の1に引き下げる措置である「不動産登記に係る不動産価額の特例」の適用期限が平成15年3月31日まで3年間延長された。

平成15年には、上記特例を含め、平成6年度から9年間対症療法的な措置が講じられてきたところであるが、土地と建物との間の実質的な税負担水準の格差を解消し、各種登

記間における税負担のバランスの是正や登記制度の悪用に対処する観点から、この特例が適用期限到来により廃止された。これに伴い、登録免許税の税率の改正により税負担を総合的に調整するとともに、「不動産の登記に係る登録免許税の税率の特例」が創設され、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の措置として、課税標準を不動産の価額とする登記の税率を本則の2分の1等に軽減することとされた。

平成18年には、この特例が適用期限到来により廃止されたが、近年の経済状況の改善、土地取引を巡る状況の変化等を勘案し、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の措置として、「土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減」の特例制度が創設され、土地の売買等による所有権の移転等の登記等の税率のみを本則の2分の1に軽減することとされた。

平成20年には、この特例の適用期限が平成23年3月31日まで3年間延長されるとともに、土地の売買による所有権の移転の登記の税率については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に登記を受けるものについては1,000分の10（本則の2分の1）、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に登記を受けるものについては1,000分の13、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に登記を受けるものについては1,000分の15とする等の適用税率の見直しが行われた。

平成21年には、平成21年4月1日から段階的に引き上げることとされていた土地の売買による所有権移転登記の税率を2年間据え置き、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に登記を受けるものについては、1,000分の13、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に登記を受けるものについては1,000分の15とする等の適用税率の見直しが行われた。

## (2) 課税の状況

登録免許税については、国税通則法の規定により、特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定するほか、その納付税額の確認なども各登記機関が行うこととなっているため、国税庁が行う事務は登録免許税に関する相談等に限定される。

## 2 揮発油税及び地方揮発油税

### (1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税(以下この2において「揮発油税等」という。)は、揮発油(比重が0.8017を超えない炭化水素油)を課税の対象とし、製造場からの移出時又は保税地域からの引取時に、製造者又は引取者を納税義務者として課税される。

揮発油の製造者は、原則として、毎月の移出分を翌月末日までに、また、揮発油の引取者は、保税地域から引き取る時まで、それぞれ揮発油税等を申告・納付する。

なお、石油化学製品の製造のために消費される揮発油やゴムの溶剤用等に供される揮発油については免税措置が講じられている。

揮発油税等の各本法上における税率は、1キロリットルにつき揮発油税は24,300円、地

方揮発油税は4,400円とされているが、租税特別措置法において、税率の特例措置が設けられており、平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間は、揮発油税は48,600円、地方揮発油税は5,200円とされている（暫定税率）。

平成15年度税制改正においては、平成15年3月31日までとされていた適用期限の到来に伴い、その取扱いについて検討が行われた結果、現下の厳しい財政事情及び今後5年間に行うべき道路の整備に関する事業の量などを勘案して、その適用期限が平成20年3月31日まで5年間延長された。

そして、平成20年度税制改正においては、この適用期限の到来に伴い、その取扱いについて検討が行われた結果、真に必要な道路整備の計画的な推進や既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化等の措置を着実に進める必要性及び厳しい財政事情や環境面への影響も配慮し、その適用期限が平成30年3月31日まで10年間延長された（注：平成20年3月31日に暫定税率が期限切れとなり、同年4月1日から同月30日までの間は上述の各本法上における税率が適用された。）。

その後、平成21年度において、道路特定財源制度については、「道路特定財源等に関する基本方針」（平成20年5月13日閣議決定）、「道路特定財源の一般財源化等について」（平成20年12月8日政府・与党合意）等に基づいて廃止され、すべて一般財源化された。これに伴い、平成21年度税制改正においては、地方道路税について、都道府県及び市町村等に対し「道路に関する費用に充てる財源を譲与する」との目的規定を、「財源を譲与する」との目的規定に改めるとともに、法律の名称が「地方揮発油税法」に改められた。また、平成20年度の税制改正においては、京都議定書の第一約束期間におけるバイオマス由来輸送用燃料の導入を促進する観点から、ガソリンの品質確保等に係る所要の制度整備を踏まえ、バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンに含まれるエタノールに相当する揮発油税等を軽減する措置が平成25年3月31日までに限り講じられた。

## （2） 課税の状況

揮発油税等の課税標準数量は、平成11年度においては5,645万キロリットル、平成20年度においては5,586万キロリットルとなっている。

また、課税額は、平成11年度においては3兆325億円、平成20年度においては2兆8,558億円となっている。

## （3） 調査と指導の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

平成11事務年度においては124場、平成20事務年度においては127場に対して実地調査を行った。

## 3 印紙税

## (1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、手形、株券、金銭の受取書等20種類の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として課税文書に収入印紙をはり付け、消印をする方法によるが、このほか、現金で納付する方法もある。税率は、文書の種類に応じ200円から60万円までとなっている。

平成9年度税制改正において、住宅・土地関連税制改正の一環として、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の軽減措置」が創設され、その後、住宅・土地取引の現状等に鑑み2年ごとに延長され、平成23年3月31日までの措置となっている。

平成17年度税制改正においては、平成2年に創設された「約束手形に係る印紙税の税率の軽減措置」について検討がなされ、これまで短期金融市場において中核的な役割を担ってきた約束手形としてのコマーシャル・ペーパー（CP）については、金融市場における電子化の進展に伴い、いわゆる電子CPに移行することが見込まれたことから、期限の到来に伴い平成17年3月31日をもって廃止された。

平成21年度税制改正においては、平成5年に創設された「株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税措置」について検討がなされ、平成21年1月5日から「社債、株式等の振替に関する法律」により上場株式等が電子化されたことから、期限の到来に伴い平成21年3月31日をもって廃止された。

## (2) 課税の状況

印紙税の現金納付分の課税人員は、平成11年度においては204,777人、平成20年度においては189,396人となっている。

また、課税額は、平成11年度においては2,234億円、平成20年度においては2,148億円となっている。

## (3) 調査と指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙のはり付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、はり付けをしなかった場合は不足税額の3倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不足税額の1.1倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

平成11事務年度においては5,968場、平成20事務年度においては4,576場に対して調査等を行った。

また、そのうち現金納付の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、平成11事務年度においては16,409場、平成20事務年度においては18,491場であるが、このうち平成11事務年度は545場、平成20事務年度は700場に対して実地調査を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたるところから、「印紙税の手引」等のパンフ

レットの配付、説明会の開催など諸種の方法による指導に重点を置くとともに、日常の電話等による極めて多数の照会に対して、的確な回答ができるよう体制を整えている。

#### 4 たばこ税及びたばこ特別税

##### (1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税（以下この4において「たばこ税等」という。）は、製造たばこを課税の対象とし、製造場からの移出時又は保税地域からの引取時に、製造者又は引取者を納税義務者として課税される。

製造たばこの製造者は、原則として、毎月の移出分を翌月末日までに、また、製造たばこの引取者は、保税地域から引き取る時までに、それぞれたばこ税等を申告・納付する。

たばこ税等の税率は、1,000本につきたばこ税は3,552円、たばこ特別税は820円となっており、例えば、20本入り紙巻たばこについては、1箱当たり合計87円44銭が課税されることになる。

平成11年度税制改正においては、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率の引下げ及びこれと同額の地方のたばこ税の税率引上げが租税特別措置法等において講じられた。

平成15年度税制改正においては、近年の欧米諸国のたばこに対する課税の動向を勘案しつつ、現下の厳しい財政事情に対応するため、平成15年7月1日より、国、地方ともにその負担が引き上げられ、税率は1,000本につき3,126円とされた。

平成18年度税制改正においては、現下の極めて厳しい財政事情に鑑み、公債発行を極力圧縮するための歳出・歳入両面における取組みの一環として、平成18年7月1日より、国、地方ともにその負担が引き上げられ、税率は1,000本につき3,552円とされた。

平成19年度税制改正においては、上述の租税特別措置法等による特例税率について検討がなされ、この措置の創設理由である恒久的減税が平成18年度税制改正をもって廃止されたこと等が考慮され、租税特別措置法に規定された特例税率を廃止し、たばこ税法本法に規定された。

##### (2) 課税の状況

たばこ税等の課税標準数量は本数換算で、平成11年度においては3,405億4,121万本、平成20年度においては2,441億3,160万本となっている。

また、課税額は、平成11年度においては1兆2,173億円、平成20年度においては1兆592億円となっている。

##### (3) 調査と指導の状況

たばこ税等の調査対象場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ（税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ）の貯蔵場所があり、平成11事務年度においては31場、平成20事務年度においては16場に対して実地調査を行った。

## 5 石油ガス税

### (1) 概要

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされた石油ガス(以下この5において「課税石油ガス」という。)を課税の対象とし、石油ガスの充てん場からの移出時に石油ガスの充てん者を納税義務者として課税される。

石油ガスの充てん者は、毎月分を翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。

制度、税率等の改正は行われておらず、税率は、課税石油ガス1キログラムにつき17円50銭となっている。

### (2) 課税の状況

石油ガス税の課税標準数量は、平成11年度においては164万トン、平成20年度においては149万トンとなっている。

また、課税額は、平成11年度においては288億円、平成20年度においては260億円となっている。

### (3) 調査と指導の状況

平成11事務年度においては492場、平成20事務年度においては230場に対して実地調査を行った。

## 6 航空機燃料税

### (1) 概要

航空機燃料税は、航空機燃料を課税の対象とし、航空機への積込時に、航空機の所有者等を納税義務者として課税される。航空機の所有者等は、毎月分を翌月末日までに申告・納付する。税率は、1キロリットルにつき26,000円となっている。

平成9年度税制改正において、沖縄振興の一環として、本土-那覇路線の航空運賃の引下げを図るため、空港使用料の引下げ措置とともに航空機燃料税の軽減措置(1キロリットルにつき15,600円)が創設され、その後、平成11年度税制改正において、沖縄の経済社会が現在もなお深刻な状況にあることなどを考慮し、一層の沖縄振興を図る観点から航空運賃の更なる引下げに資するため、当該軽減措置に係る特例税率が1キロリットルにつき13,000円に引き下げられた。なお、この軽減措置は5年ごとに延長され、平成24年3月31日までの措置となっている。

平成11年度税制改正において、離島については、本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で、航空交通の安定的な確保についても政策上の配慮が求められていること等に鑑み、離島路線のうち、離島住民の生活の安定を図るために特に必要なものについては、航空機燃料税の税率の特例措置が講じられ、平成



11年4月1日から平成13年3月31日までの間に特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、1キロリットルにつき19,500円とされた。なお、この軽減措置は2年ごとに延長され、平成23年3月31日までの措置となっている。

平成14年度税制改正においては、平成13年9月のアメリカにおける同時多発テロの影響により、米軍基地のある沖縄県への観光客が著しく落ち込み、特に沖縄特定離島（宮古島、石垣島及び久米島）については、その影響が沖縄本島と比較して多大なものとなることが懸念されたことから、離島特例が適用されている東京国際空港－沖縄特定離島路線の航空運賃が引き下げられるよう、沖縄路線特例税率（1キロリットルにつき13,000円）を準用することとされた。その後、平成16年度税制改正において、沖縄特定離島への観光客はいずれも好調に推移し、アメリカ同時多発テロの影響は克服されたと考えられたことから、期限の到来に伴い、平成16年3月31日をもって廃止された。

## （2） 課税の状況

航空機燃料税の課税標準数量は、平成11年度においては504万キロリットル、平成20年度においては502万キロリットルとなっている。

また、課税額は、平成11年度においては1,192億円、平成20年度においては1,154億円となっている。

## （3） 調査と指導の状況

平成11事務年度においては76場、平成20事務年度においては70場に対して実地調査を行った。

# 7 自動車重量税

## （1） 概要

自動車重量税の課税の対象は、道路運送車両法の規定に基づき、新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受けて自動車検査証の交付又は返付を受ける自動車（検査自動車）及び使用の届出をして車両番号の指定を受ける軽自動車（届出自動車）である。

自動車重量税は、自動車検査証の交付・返付を受ける者や車両番号の指定を受ける者が、所定の自動車重量税納付書に自動車重量税印紙をはり付け、それを国土交通大臣もしくはその権限の委任を受けた運輸支局長等に提出することにより納付することとされている。

平成14年度税制改正においては、自動車検査証の有効期間内に使用済みとなった自動車が、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて適正に解体され、道路運送車両法の解体を事由とする永久抹消登録等がなされた場合に、自動車検査証の有効期間の残存期間に相当する自動車重量税を還付する措置が講じられ、平成17年1月1日以降に自動車リサイクル法に規定する引取業者に引き渡された使用済自動車から実施された。

平成15年度税制改正においては、昭和49年度税制改正で導入された暫定税率（その後の税制改正において延長措置が講じられている。）の適用期限の到来に当たり、その後の取扱いについて検討が行われた結果、適用期限が5年延長された。また、その後、平成20年度税制改正においては、適用期限が10年延長され、平成30年4月30日までの措置となっている。

平成21年度税制改正においては、厳しい経済状況の中、自動車の買換・購入需要を促進し、併せて今後我が国が目指すべき低炭素社会の実現を図る観点から、環境性能に優れた自動車については、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検の際に納付すべき自動車重量税を減免する措置が講じられた。

## (2) 課税の状況

自動車重量税の課税額は、平成11年度においては1兆1,604億円、平成20年度においては1兆1,187億円となっている。

## 8 電源開発促進税

### (1) 概要

電源開発促進税の課税の対象は、一般電気事業者の販売電気である。

納税義務者は、一般電気事業者であり、毎月分を翌月末日までに住所地の税務署長に申告・納付する。

平成15年度税制改正においては、電源開発促進対策特別会計の歳出面での見直しに対応するよう、電源開発促進税の課税目的を「原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図るための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため」と改正するとともに、その税率が1,000キロワット時につき445円（昭和58年以降据置き）を段階的に375円に引き下げられた。

電源開発促進税の推移

| 改正前  | 平成15年<br>10月以降 | 平成17年<br>4月以降 | 平成19年<br>4月以降 |
|------|----------------|---------------|---------------|
| 445円 | 425円           | 400円          | 375円          |

### (2) 課税の状況

電源開発促進税の課税標準である販売電気の電力量は、平成11年度においては8,156億8,126万キロワット時、平成20年度においては9,171億9,091万キロワット時となっている。

また、課税額は、平成11年度においては3,630億円、平成20年度においては3,439億円となっている。

## 9 石油石炭税

### (1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である（石油製品については輸入に係るものに限る。）。

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取る時まで（国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日まで）に申告し、納税する。

税率は、原油及び輸入石油製品については1キロリットルにつき2,040円、LNG及びLPGは段階的に1トンにつき1,080円、石炭は1トンにつき700円となっている。

平成15年度税制改正において、現下の厳しい財政事情の下で、石油及びエネルギー需要構造高度化対策の着実な推進を図っていくためには、今後とも財源の安定的な確保が要請されていることから、その財源である石油税について、負担の公平の観点から見直し、LPG及びLNGに係る税率を引き上げるとともに、新たに石炭に対して課税することとした。これに伴い、石油税の名称も、平成15年10月1日より、石油石炭税に改められるとともに、その税率がLNGについては1トンにつき720円を1,080円に、LPGについては670円を1,080円に、石炭については230円を700円に段階的に引き上げられた。

石油石炭税の推移

| 区 分            | 改正前    | 平成15年<br>10月以降 | 平成17年<br>4月以降 | 平成19年<br>4月以降 |
|----------------|--------|----------------|---------------|---------------|
| 原油及び<br>輸入石油製品 | 2,040円 | 2,040円         | 2,040円        | 2,040円        |
| L N G          | 720円   | 840円           | 960円          | 1,080円        |
| L P G          | 670円   | 800円           | 940円          | 1,080円        |
| 石 炭            | —      | 230円           | 460円          | 700円          |

石炭が新たに石油石炭税の課税対象とされたことに伴い、輸入石炭のうち、鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭（特定石炭）については、製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠であることなどから、国民経済等への影響に配慮し、平成15年10月1日から平成17年3月31日までの間

に保税地域から引き取られる特定石炭については、石油石炭税が免除される措置が講じられ、その後2年ごとに延長され、平成23年3月31日までの措置となっている。

また、輸入石炭のうち、沖縄県において発電用途に使用される石炭（沖縄発電用特定石炭）については、沖縄県においては、電力の需要規模が小さく原子力発電が困難であり、水力発電も限定的である等の特殊事情に配慮し、沖縄振興の観点から、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの間に保税地域から引き取られる沖縄発電用特定石炭については、石油石炭税が免除される措置が講じられ、その後、平成19年度税制改正において5年延長され、平成24年3月31日までの措置となっている。

## (2) 課税の状況

石油石炭税の課税標準数量は、平成11年度においては原油が2億3,242万キロリットル、石油製品が1,047万キロリットル、ガス状炭化水素が6,415万トンであり、平成20年度においては原油が1億9,712万キロリットル、石油製品は1,098万キロリットル、ガス状炭化水素が7,427万トン、石炭が1億619万トンとなっている。

また、課税額は、平成11年度においては5,409億円、平成20年度においては5,757億円となっている。

## (3) 調査と指導の状況

平成11事務年度においては21場、平成20事務年度においては16場に対して実地調査を行った。